

最終案

中間案

# 宮城県国土利用計画

— 第 六 次 —

令和 3 年 2 月 2 日現在

令和 2 年 7 月 30 日現在

宮 城 県



# 宮城県国土利用計画

令和 年 月

## 目 次

前 文	1
1 策定に関する基本的な考え方	2
2 県土利用の現状と課題	3
3 県土利用の基本方針	6
4 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	15
5 計画の実現に向けた措置	19
〈参考資料〉	
参考付表	25
用語解説	26

＜修正箇所の凡例＞

赤字修正：意見照会反映（各関係府省庁・市町村・庁内関係課室）

青字修正：委員意見反映（令和2年7月国土利用計画審議会）

緑字修正：その他（独自修正）

※黒字斜線：上記修正に伴い削除する文言

1

2 **前文**

3

4 この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項の規定に基づき、宮  
5 城県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関する、「（仮称）新・宮城の将  
6 来ビジョン（以下「新ビジョン」という。）」との整合を図りながら、必要な事項を定めるも  
7 のであり、県内の市町村が、その区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村  
8 計画」という。）及び宮城県土地利用基本計画の基本となるものである。

9 この計画は、社会経済情勢の変化に対応し、必要な見直しを行うものとする。

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

1    1 策定に関する基本的な考え方

3    (1) 計画策定の趣旨・背景

4    本県では、平成22年3月に第五次国土利用計画（以下「第五次計画」という。）を策定  
5    し、平成27年3月に東日本大震災に伴う土地の現況の変化を踏まえた変更を行いつつ、おお  
6    むね10年間の計画期間について、県土の効果的な利用・保全を進めてきたところである。

7    令和元年度に、第五次計画における目標年次の到来を迎える今後、本格的な人口減少・  
8    高齢化の局面に入ること、復興の進展等に伴い土地の利用状況にも変化が生じてのこと等を  
9    踏まえ、次の10年間の県土づくり、土地利用の方向性を示すため、第六次国土利用計画を策  
10   定するものである。

12   (2) 計画の性格

13   本計画は、県民の諸活動の共通の基盤であり、現在及び将来における県民のための限られた  
14   資源である県土について、県民の暮らしと関わりのある農地、森林、宅地等の土地利用の方向  
15   性等を示し、公共の福祉を優先させつつ、健康で文化的な生活環境の確保と、社会情勢の変化  
16   に対応した県土の有効利用を図るためのものであり、新ビジョンを着実に推進し、持続可能な  
17   地域社会の実現に向けて、土地利用の観点から貢献するための計画である。

19   (3) 計画の構成と期間

20   本計画の基本的な構成は、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第1条第1  
21   項及び第2項の規定により準じ、「県土利用の基本方針」、「県土の利用目的に応じた区分ごと  
22   の規模の目標及びその地域別の概要」、「計画の実現に向けた措置」に関する事項を定めるもの  
23   とする。

24   計画の目標年次は、新ビジョンの計画期間を踏まえ、令和13（2031）年とし、基準年  
25   次は平成29（2017）年とする。

27   (4) 策定の方向性

28   「持続可能な県土管理の実現」を目標とする第五次計画の基本的な方向性は引き継ぎつつ、  
29   第五次計画の変更を行った平成27年3月以降の県土利用を巡る諸課題等を踏まえ、次の下記  
30   イから～ハまでに重点を置いた計画とする。

32   イ 本格的な人口減少下における県土利用

33   全国計画（国土利用計画）と国土形成計画が平成27年8月に改定され、本格的な人口  
34   減少下において国土の適切な利用・管理を維持していくための新たな理念（複合的な施策  
35   の推進と国土の選択的な利用、多様な主体による国土の国民的経営など）が示されている  
36   ことから、当該理念を基本とし、本県各地域の実状に即した県土の利用・管理を目指す。

38   ロ 復興・創生期間後、地方創生を見据えた県土利用

39   東日本大震災から10年を経過し、被災地におけるインフラの復旧・整備等は進んだも  
40   のの、地域コミュニティの弱体化に伴う土地の管理水準の低下が懸念されることや、防災

1 集団移転元地等の利活用など、なお解消されない課題や、新たに顕在化した課題があるこ  
2 とから、全国計画（国土利用計画）の理念などを踏まえて改善に向けた施策を推進すると  
3 とともに、美しい景観をはじめとした本県固有の地域資源を活用した県土利用により、地  
4 方創生の更なる推進を図る。

#### 5

#### 6 ハ 安全・安心を実現する県土利用

7 本県は、東日本大震災後、沿岸被災地を中心とする高台移転や多重防御によるまちづくり  
8 などの先進的な防災対策を進めてきたが、令和元年東日本台風に伴う豪雨災害等に代表  
9 される内水氾濫、浸水及び土砂災害のリスクが改めて顕在化したところであり、今後も地  
10 震や津波に限らず、感染症など様々なリスクに対応した県民の安全確保策を進める必要が  
11 ある。

12 このため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強  
13 韶化基本法（平成25年法律第95号）に基づき策定した規定期間の「宮城県国土強  
14 韶化地域計画」に即し、事前防災や減災並びに迅速な復旧復興等に資する土地利用の推進  
15 を図る。

## 16 2 県土利用の現状と課題

### 17 (1) 県土利用の現状

18 平成29年（本計画の基準年）における本県の県土面積は約7,282km<sup>2</sup>であり、県土面積に占め  
19 る各地目の割合は、森林が56.9%，農地が17.6%，宅地が6.6%，道路が4.6%，水面・河川・  
20 水路が4.5%，原野等が0.5%，その他が9.3%となっている。

21 第五次計画の期間中に東日本大震災が発生し、沿岸部の広大な農地や宅地が利用不能となっ  
22 たことから、これらの土地面積は一時的に大きく減少した。その後、復旧・復興事業により被災  
23 住宅地の移転や農地復旧を進めたことで、平成25年（第五次計画（平成27年3月変更）の基  
24 準年）から平成29年までの県土利用の推移について、農地は復旧事業の実施に伴い大幅に増加  
25 してきたが、事業の収束に加え、通常の人為改廃や農地転用により再び減少傾向に転じている。  
26 他方で道路及び宅地は、復旧・復興事業を主因とした増加をなお続けている。また森林は、住宅  
27 用地造成や盛土用土砂採取等に伴う開発面積が大幅に増加したことから減少傾向であったが、  
28 近年は復旧・復興事業に伴う開発が落ち着く一方、太陽光発電施設の建設等に伴うによる開発  
29 など等により、引き続き減少傾向にある。

### 30 (2) 県土利用上の諸課題

31 平成30年度に実施した第五次計画（平成27年3月変更）の点検結果等から、以下のような  
32 県土利用上の諸課題を考慮する必要がある。

#### 33 イ 復興の進展後もなお残る課題

34 東日本大震災で被災した沿岸部の住宅地は、高台移転や高盛土・多重防御等による現地再  
35 建など、地域の意向や実情を踏まえた再建を行ったところであるが、震災前から続く人口減  
36 少及び高齢化に加え、避難生活の長期化等から人口流出や地域空洞化が加速するとともに、

1 防災集団移転や復興住宅整備に伴い再構成された地域コミュニティが従前と同様の機能を  
2 発揮するには時間を要すほか、住民相互の交流が乏しくなるなど、地域生活に欠かせない共  
3 助の力などが弱体化する懸念があり、被災者の心のケアの継続が不可欠である。

4 また、災害危険区域に指定された被災住宅地の多くは、防災集団移転促進事業により市町  
5 村が買取を進め、農地や商工業地としての利活用を図るほか、震災復興祈念公園などのメモ  
6 リアル施設整備及び地域交流の場などとして、防災機能の充実とともに居住地以外の利活  
7 用を図っているものの、小規模な集落跡地やモザイク状に買取が進められた土地などは利  
8 活用方法を見出すことが困難であり、今後の管理費用の問題も含め、利用・管理上の問題を  
9 有している。

10 地域の良好な環境は、地域コミュニティを中心とした自主的な管理活動により維持され  
11 ているが、地域コミュニティの弱体化や、利用目的の定まらない公有地の拡大は、人口減少  
12 と相まって、土地管理水準の低下に直結するため、有効な県土利用の観点からも対策が求め  
13 られる。

#### 14 □ 人口減少による国土管理水準等の低下

15 被災沿岸部を中心に県内の多くの地域で人口減少が進行しており、今後は一部の地域を  
16 除き、人口減少に伴う低未利用地や空き家の増加、離農等による農地や山林の荒廃、所有者  
17 不明土地の増加が共通の課題としてより顕在化していくと考えられる。これらの課題につ  
18 いては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。）  
19 以下「所有者不明土地法」という。の制定など新たな法制度の整備も進められていること  
20 から、既存の発想や仕組みにとらわれず、誰もが暮らしやすい機能的なまちづくりを進めて  
21 いく中で、適正な土地の管理に向けた新たな施策を講じ、適正な費用負担のあり方とその水  
22 準を定め、持続可能な地域の再構築を進める必要がある。

#### 23 ▾ハ 自然環境と景観等の悪化

24 本県では環境に配慮した復旧・復興事業を進めたものの、県民の生命と財産を守ることを  
25 最優先とした結果、住宅地やインフラの再構築に伴い、森林等の開発も進むこととなった。  
26 その結果、以前から存在していた開発後に利用放棄された土地の荒廃化と併せて、里地・里  
27 山等における自然環境や景観の悪化に繋がるとともに、開発や集落移転等で地域の土地利  
28 用状況が変化したことにより、イノシシやニホンジカなど野生鳥獣の生息数が増加し生息  
29 域が拡がり、農作物や森林の食害が深刻化した経緯がある。

30 このため、被災地における地域コミュニティの再構築と、農山漁村におけるなりわいの維  
31 持・再生を進める上で、新たな土地利用状況に即した自然景観の再生と、特にイノシシ及び  
32 ニホンジカを中心とした野生鳥獣の適正管理を一層進めていく必要がある。

33 また、これまでの震災復興を優先した開発促進の施策から転換し、今後は持続可能な地域  
34 社会の実現を目標とした施策に取り組むこととなるが、そのためには、震災後の新たな土地  
35 利用において、自然環境の保護を行うエリアと、人為的土地区画整理事業の適正な住  
36 み分けを効果的に進めるとともに、~~特に~~ 地球温暖化による生態系への影響等、気候変動  
37 の影響を最小限に抑えるため、国を挙げて進めている再生可能エネルギーの適正・有効な利  
38 用を本県でも進める必要がある。一方で、固定価格買取制度に支えられた再生可能エネルギ  
39 40

1 一利用による発電施設等の整備拡大は、それ自体が新たな開発圧力となり自然的土地区画整理事業の減少を招くことにも繋がっており、特に太陽光発電施設は、比較的安価に発電設備が調達できる代わりに、まとまった広大な土地が必要であること、他方で、他の用途では利用が困難な斜面の活用に適していること等から、地価の安い山間部の森林に設置されることが多く、森林減少の一因となっている。

2 森林は空気中の二酸化炭素を吸収し固定する機能があり、適正な育成管理によって二酸化炭素排出量の抑制及び木材・バイオマス燃料といった持続的な資源活用が可能となるほか、土砂災害の防止や水源かん養といった多面的機能を有していることから、近年多発する豪雨災害の低減化においても重要な役割を果たしている。このように森林は気象災害・水害の抑制・防止において短期的にも長期的にも重要であり、基本的には森林としての維持を図ることが望ましいが、再生可能エネルギー発電施設の設置が ~~と森林の維持に影響する場合には、は、二酸化炭素排出量抑制策としてトレードオフの関係にあるため、これらの様々に異なるリスクやメリットについて、適正な指標を用いて科学的に比較考量しながら、最適な土地利用を図っていくことが求められる。~~

## 二 安全・安心な県土利用に対する要請

本県では引き続き復旧・復興事業の完了に向けて全力で取り組み、津波対策を中心とした災害に強いまちづくりの完遂を図るとともに、石巻市など東日本大震災による地盤沈下が起こった地域では、標高の低下とともに、津波対策として行った防潮堤の強化に伴い雨水排水の自然流下機能が制限されたことから、雨水排水処理施設整備等を同時に進めているが、令和元年東日本台風により施設の完成前に集中豪雨による浸水被害が発生するなど、水害の激甚化への対応も喫緊の課題となっている。また、平成27年関東・東北豪雨でも氾濫・決壊が起こった大崎市の渋井川や大和町の吉田川では、河川改修の途中で再度水害が発生したほか、吉田川は下流の大郷町粕川地区で決壊し、大郷町及び大崎市鹿島台において甚大な浸水被害が生じた。県南部では阿武隈川水系において大規模な水害及び土砂災害が発生し、特に丸森町では内水氾濫により町の中心部が広範囲で浸水するとともに、山間部の土砂崩れによる住宅被害や道路損壊による集落の孤立などが発生し、県全体で死者2019名、家屋損壊6,073棟、~~159~~棟、浸水被害13,704棟、~~13,765~~棟（令和2年9月30日現在）に及ぶ深刻な被害となった。

近年の豪雨災害及び土砂災害の頻発化・激甚化に伴い、このような深刻な被害が今後も繰り返されるおそれが高まっていることから、河川改修など排水機能の強化を加速的に進める必要があるほか、土砂災害警戒区域など災害リスクの高い地域における土地利用のあり方についても、土木工事によるハード面の対策にとどまらず、適切な避難行動や土地利用の転換等、幅広い対策の検討が求められている。

## ホ 新型コロナウイルス感染症の流行による影響

令和元年末から流行が始まった新型コロナウイルス感染症は、グローバル化を背景に、短期間で世界中に拡大した。この感染症が我が国及び世界に与えたインパクトは極めて大きく、社会経済活動等に重大な影響を及ぼしている。感染拡大を防ぐには人の移動や接触を減らす必要があり、不要不急の外出を控える行動変容に伴い、テレワーク・リモートワーキング等の在宅勤務が増加している。

1 一ク・在宅勤務等への取組が進み、通信販売の利用が拡大する一方、飲食店の利用や集客  
2 イベント、国内外からの観光誘客など、人を集めることを前提とした経済活動は事実上抑  
3 制されている。

4 このような変化に伴い、我が国における首都圏への一極集中がもたらすリスクや、都市  
5 部への過度な人口集中に伴う課題が浮き彫りとなつたことから、事業者にはテレワーク等  
6 の拡大によりオフィスを分散する動きが見られ、就労者には感染症リスクや生活コストの  
7 高い都市部から地方への移住気運が高まっていくことが考えられる。このことにより、人  
8 口集中地区におけるオフィスや賃貸住宅、飲食店向け物件や宿泊施設等の不動産需要は減  
9 少に向かい、他方、地方都市の住宅需要や物流拠点及び道路等の整備に関する土地需要は  
10 増加すると考えられる。また、感染症の影響が長期化すれば、展示場やホール、教育機関  
11 などの立地動向にも影響が及ぶ可能性もあり、動向を注視する必要がある。

### 13 3 県土利用の基本方針

14 2 (2) で示した課題と、全国計画（国土利用計画）を踏まえ、基本方針を「安全性を高め、持  
15 続可能で豊かな県土の形成を実現する県土利用」と定める。

16 この基本方針の下、県は具体的に以下の施策に取り組むこととする。

#### 18 (1) 人口減少社会と復興・創生期間後、地方創生を見据えた県土利用の推進

##### 19 イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用

20 人口減少社会では、人為的土利用の範囲は長期的に縮小する見込みであるが、本県では  
21 人口減少の進み方に地域差があることから、仙台都市圏を中心に都市の拡大傾向はなお続  
22 いており、当面はその傾向が維持されると見込まれる。こうした中、都市地域にあっては、  
23 高齢化の進展や空き家の発生などが課題となり、土地の有効利用及び適正管理の水準が低  
24 下していくと考えられる。他方、新型コロナウイルス感染症がもたらした働き方の変化は、  
25 首都圏からの移住・定住を後押しするものもあり、仙台都市圏だけでなく地方都市や農山  
26 漁村等、多様なニーズに合わせた幅広い移住・定住先の選択肢を用意することで、このよう  
27 な土地利用の問題解決を図り、地域を活性化させる可能性もある。

28 このような状況下で、引き続き安全で快適な地域環境を維持していくために、無秩序な開  
29 発の抑制、最小限度の地目転換、**市街地** 都市再開発事業の活用、公共施設の更新に伴う再  
30 配置等も含めた抜本的な検討など、移住・定住の促進も視野に入れた上で、需要に応じた都  
31 市機能の最適化を念頭に置いた土地利用を進めていくこととする。

32 農地に関しては、河川の氾濫原を基礎とする広大な低平地を利用する形で開発が進めら  
33 れたが、東日本大震災の津波被害により、広範囲で営農が不可能な状態となった。その後進  
34 められた農地復旧事業により、営農基盤の回復と改良が図られたが、人口減少問題は農業の  
35 担い手不足にもつながっていることから、今後は少人数で効率的な農業経営及び農地管理  
36 が可能となるよう、一層の農地集積・集約を進め、荒廃農地の発生も抑制していく。

37 森林に関しては、土砂災害や水害の抑制、水源かん養による健全な水循環の維持など、県  
38 土保全において重要な役割を果たしているが、林業経営環境の厳しさや農山村における生  
39 活・経営形態の変化、地方部で特に進んでいる少子高齢化や人口減少に伴い、地域住民によ

る森林資源の循環的利用を核とした従来型の森林の適正管理が困難となっている。近年は特に防災の観点から森林の機能が重視されており、森林経営管理法（平成30年法律第35号）の制定により、個人を中心とする民間に依存した従来の森林管理に加えて、市町村が私有林の管理を行える仕組みが整備されたことから、官民協働による森林の整備・保全を一層進め、土砂災害や水害の低減、都市部における適正な緑地配置等の対策と併せて、県土全体に渡る自然的土地利用を有効に推進する。

#### □ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

本県県土は、奥羽山脈及び北上山地・阿武隈山地と、その間を流下する大小の河川により形成され、特に東北を代表する大河川である北上川と阿武隈川の河口に位置しているという特徴から、複雑で多様な自然環境に恵まれており、日本三景松島や蔵王連峰といった著名な景勝地に加え、気仙沼市から牡鹿半島にかけての北部リアス式海岸から南部の広大な砂浜海岸に一転する対照的な海岸風景、汽水域に形成された干潟などの希少な自然環境、渡り鳥の一大集積地である伊豆沼・内沼をはじめとした水田農業の伝統に支えられた内水面環境など、森林から河川を経て、海までが一体となった水系を基礎とする特有の生態系が構成されている。その多くは県自然環境保全地域等や自然公園区域に指定され、保全管理が図られており、ラムサール条約の指定を受けた湿地や海岸、日本ジオパーク認定を受けた特異な地質構造地、世界農業遺産に認定された大崎耕土などと併せて、世界に誇るべき価値のある自然環境と、人間の営みが調和して織りなす美しい景観を形成している。このような自然条件の優れた地域を中心に、豊かな水系を特徴とする生態系ネットワークを適正に維持管理し、天然林から里山・居久根（屋敷林）等の二次林及び農地に連なる自然環境、河川及び水路を軸に都市まで連なる水環境を保全し、美しく豊かな海の生態系に至るまで、自然環境と景観を総合的に保全し、美しい景観を維持・創出する取組を継続していく。また、これらの取組により、自然の有する物質循環機能や県土保全機能の健全な発揮を促し、自然の仕組みを上手に利用した共生型の県土づくりを進める。

#### ハ 安全・安心を実現する県土利用

本県は、東日本大震災で得られた教訓を踏まえ、県土を震災前の状態に戻す単なる復旧ではなく、将来を見据えた新しい県土づくりを目指し、「災害に強いまちづくり宮城モデル」の構築に取り組んできた。今後とも、頻発化・激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守り、被害を最小化するため、災害に強い県土づくりに取り組むとともに、これらの地域に特徴的な職住分離・多重防御型の土地利用形態における適切な避難行動のあり方を県民とともに検討し、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波浸水想定の設定及び各種ハザードマップの活用等と併せて、地域の土地利用の特徴を踏まえた日頃の備えと災害発生時の速やかな避難を実現することで、ハード面だけでなくソフト面からの防災・減災対策の取組を促進する。

津波被害が甚大であった沿岸部は土地利用の転換を含む各種施策により、一定のリスク低減を図ったところであるが、今後は土砂災害や洪水といった内陸部にも共通する災害リスクに対応した取組を進めるため、災害危険度判定の精度向上、リスク判断の前提となる気象条件の再検討にも取り組み、特に災害リスクの高い地域については、各種法制度による土

1 地利用制限を導入することも検討する。

2 災害が発生した場合には避難路の確保と集落の孤立化防止及び早期解消が重要であり、  
3 あわせて生命を維持するために必要な各種ライフラインの途絶を防ぐため、適切な対策を  
4 講ずる。具体的には、平時の交通手段の確保に加え、狭隘な道路の改良や複数の進入経路  
5 の開設、ライフラインの更新に合わせた多重化・強靭化や、小規模分散型のエネルギー施  
6 設の導入を推進することも含め、地域の特徴や技術革新を踏まえた様々な対応や見直しに  
7 繼続して取り組む。

8 さらに、人口密集の緩和及び災害等も含めた国土のリスク分散策として、本県の地方創生  
9 を一層進めることにより、社会経済活動の広範な維持を図ることを目指す。

## 10 二 複合的な施策の推進と県土の選択的利用（新規）

11 平成27年8月に策定された全国計画（国土利用計画）において、人口減少社会における  
12 国土利用のあり方が示されたことから、本県でもこの取組を進めていくこととする。その中  
13 核となるのが、人口減少下においても地域に住み続けることができ、そのことにより持続的  
14 に県土を管理していくことができるようにする施策である。具体的には、生活環境の維持を  
15 図りながら、多様なライフスタイルを互いに認め合い、緩やかな共同体を形成しつつ、都市  
16 においても農山漁村においても、人口減少に対応した地域存続の取組として、集約市街地の  
17 形成、小さな拠点の形成など、地域の実情に応じた県土利用の再構築の検討を進めていく。

18 また、本県の特徴である、都市と自然豊かな農山漁村との往来・交流が比較的容易で、利  
19 便性とゆとりある生活を両立できる地理的特性を活かした定住促進策を一層推進する。地  
20 域経済を支える企業活動については、空路、海路、陸路、鉄路により首都圏をはじめ様々な  
21 地域及び海外とのアクセスに有利な特徴を最大限活用し、引き続き企業立地促進及び起業  
22 支援に取り組み、環境に配慮しながら、ニーズに合わせた産業用地の拡充やインフラ強化を  
23 進める。

24 また、県土の管理水準を維持するため、所有者不明土地のこれ以上の発生を抑制し、既存  
25 の所有者不明土地についてはその解消ないし地域による利活用や管理の仕組みを導入する  
26 等の方法により、放置化された土地による景観や治安の悪化を防止する施策を市町村と共に  
27 講ずる。森林については、これまでの経済原則に依存した管理体系から、新たな財源である  
28 森林環境譲与税を活用した森林整備等を推進の導入を支援することにより、森林の持つ  
29 多面的機能の健全な発揮を促進する。農地においては、集積・集約に適さない散在する小規  
30 模農地等の耕作放棄や荒廃農地化が更に進むと考えられることから、このような土地に起  
31 因する景観や環境の悪化、野生鳥獣の侵入経路となることによる農作物鳥獣被害の拡大等  
32 を抑制するため、自然との共生を図る緩衝地帯として、粗放的管理でも無理なく維持ができる、  
33 気候や自然条件に即応した新たな活用形態などを市町村や関係者と共に検討していく。

## 34 木 多様な主体と連携した県土利用（新規）

35 本県ではスマイルサポーター制度や、みやぎバットの森事業などを通じた緑化及び地域  
36 環境の保全活動により、公共用地・施設について、住民や企業など様々な主体が県土管理に  
37 参画する仕組みが定着しているほか、NPOなどによる自然環境保護や景観保全、まちづくりへの参  
38 画など、地域住民が主体となった県土管理への取組が進められている。県では、こ

1 れらの取組を今後も推進・支援していくことに加え、今後は所有者自らが適正に管理することが困難な私有地などについても、所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業などの活用により、自治体やNPO、地域づくり団体等が維持管理及び活用を進められるよう、地域のニーズに合わせた支援を行う。

5 また、今後人口減少が進むことにより、上記のような地域の主体的な取組についても、活動主体である住民等の数に応じて変化していくことが予想されるため、地域の将来像を住民自ら描き、その時々の地域社会に即した地域づくりのあり方を官民一体となって構想・構築する取組を検討していく。

## 10 (2) 地域類型別の県土利用の基本方向

11 都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用に当たっての基本方向は以下のとおりとする。

12 なお、これらの地域の相互の関係性を十分に考慮して、相互の機能分担、交流・連携といった地域間のつながりを考慮する。

### 15 イ 都市

16 計画期間中における都市は、一部ではなお拡大し新興住宅地や産業用地の形成が見  
17 込まれる一方、多くの地域では人口減少に伴い既成市街地や住宅団地において都市の  
18 スポンジ化が進むものと考えられる。また、都市における各種インフラの更新や防災  
19 機能の強化を進める必要があることから、市街地再開発事業等を活用し、効率的で環  
20 境負荷が少なく、かつ災害に強い都市構造となるよう複合的な施策を推進する。既成  
21 市街地における低未利用地については、地域防災拠点やオープンスペースの確保のた  
22 め、必要に応じ土地区画整理事業の活用等も検討し、人口減少社会・ウィズコロナ時  
23 代の到来を契機とした安全性の高いゆとりあるまちづくりへの転換等も視野に入れ  
24 る。

25 仙台市中心部等の経済基盤となる区域では、交流人口の拡大や企業活動の活性化、  
26 外国人観光客や留学生等に関する多言語・多文化対応を進め、地域間交流により県内  
27 各地域への波及効果を発揮するよう配慮し、県土全体の持続的な地域づくりに資する  
28 都市形成を図る。また、新たに建設が進む次世代放射光施設や、東北への誘致が期待  
29 されるILC等を活用した産学官の連携を支援し、国境を越えた人材交流を促進しなが  
30 ら、本県発の技術革新と経済発展の起爆剤となるよう、土地利用の観点から配慮を行  
31 う。

### 32 □ 農山漁村

34 農山漁村には自然と共生しながらこれらの地域資源を上手に活用する文化伝統があ  
35 り、県はこの文化を活かしつつ、生活様式の変化や技術の進歩を柔軟に取り入れなが  
36 ら、農林水産業の持続的発展と雇用創出を図る。このために優良農地及び森林を確保  
37 し、その整備と利用の高度化を図り、都市部の住民も含む多様な主体の参画による農  
38 地や森林等の県土資源の適切な管理を促進する。あわせて農林漁業の担い手の確保及  
39 び生産基盤の整備、農業経営の担い手への農地利用集積を図り、耕作放棄地の発生防  
40 止及び復元並びに間伐等の手入れの不十分な森林の増加防止に努め、それらの有効利

用を図る。

また、二次的自然としての農山漁村における里山や居久根（屋敷林）等特有の景観及び県土の生態系ネットワークの基盤となる水田やため池、水路といった農業生産基盤の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進する集落地域においては、小さな拠点の形成や活用を推進し、効率的な土地利用を図る。

農地と宅地が混在する地域については、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、土地利用規制区域の調整等を通じ、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

#### ハ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の生息・生育地、優れた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域を自然維持地域と称し、県は以下の基本方向により土地利用を図ることとする。

自然維持地域は、県土の生態系ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図り、適正に保全する。その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。

また、従来の自然環境の保全に向けた地域指定等による規制的手法に加え、適正な管理及び配慮の下で自然環境の持続的な利用を図ることとし、具体的には自然体験・学習等を更に進め、自然への理解を深めることを主軸とし、本県の豊かな自然が持つ魅力の認知度向上を図るとともに、本県の自然に触れることを目的とした交流人口の拡大や経済波及効果なども視野に入れながら、自然環境保全施策の一層の充実化を図るための契機とするなど、様々な工夫を行う。~~の場として活用することで、交流人口の拡大に資する観光資源としての活用を進め、その経済効果をもって自然環境保全を進める財源確保を図るなどの好循環をもたらすよう施策を進める。~~その際、特に重要な地域については適宜規制強化を図り、みやぎ森林保全協力員制度などを通じた官民協働の監視体制により、保全を図っていく。

再生可能エネルギー導入の促進などにより環境に配慮したまちづくりを一層進め、地球温暖化対策に資するとともに、気候変動に起因する災害発生リスクの低減を図るため、再生可能エネルギー施設の配置については、各種法規制等により自然維持地域への影響を慎重に検討するなど、必要な調整に取り組む。

#### 二 低未利用地・その他

東日本大震災をはじめとした甚大な自然災害のあった地域では、現地での復旧・復興のほか、より安全な地域への集団移転などが行われ、県民の生命と財産を守るまちづくりが進められてきたところである。このような地域の再構築に伴い、防災集団移転元地などの低未利用地がまとまって発生している地域がある。津波被害のあった沿岸部においては、防潮堤などの防災施設や震災復興祈念公園といった交流施設、農地や産業用地としての活用が進められており、県では、このような土地の有効活用の取組を引き続き支援する。また、牡鹿半島以北のアス式海岸港湾部等に位置する比較

1 小規模な防災集団移転元地や、モザイク状に点在する防災集団移転元地については、  
2 利活用が図れない状況が継続しており、除草等の公園などへの活用が検討されて  
3 いるものの、維持管理に要する負担が生じているも生じることから、地域の実情に応  
4 じた適正な利用ないし管理が図られるよう支援する。

5 所有者が不明となっている土地については、山間部の多数共有地や、都市部の相続  
6 登記未了となっている空き地・空き家等が想定される。我が国の土地私有制度は、土  
7 地が有する経済的価値が一定水準以上存続することを前提としているが、近年の所有  
8 者不明土地の増加はこのような前提が成立しない状況下で発生しているものであり、  
9 国において検討が進んでいる相続登記の義務化といった法改正を踏まえた上で、自由  
10 経済の原則では解決できない問題等を適切に分析し、その解消を図っていく必要があ  
11 る。このため、県は土地基本法（平成元年法律第84号）や民法（明治29年法律第  
12 89号）、不動産登記法（平成16年法律第123号）などの改正の動向を注視し、  
13 所有者又は管理者が明確になった場合の適正な土地利用誘導策を講ずる等、低未利用  
14 化の抑止を図り、県土管理水準への影響が少なくなるよう、適切な施策を検討する。  
15

### 16 (3) 利用区分別の県土利用の基本方向

17 県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）別の県土利用の基本方向は以下  
18 のとおりとする。

19 なお、県土の利用目的に応じた区分各利用区分を別個に捉えるだけでなく、安全で安心でき  
20 る県土利用、自然との共生等を重視した県土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分  
21 留意する。

#### 22 イ 農地

23 本県は全国有数の稻作地帯として、我が国の食料供給に大きな役割を果たしている  
24 ことから、県としては今後も持続的な農業経営を目指し、優良農地の保全と面的集約  
25 による経営の大規模化・効率化を進めていく。また、将来的な担い手の減少に備え、  
26 農業にICT等のテクノロジーを導入したアグリテックにより、ICT・AI・ロボ  
27 ット等のスマート農業技術を活用した営農管理の高度効率化を進めることで、先進的  
28 な農業経営体を育成し、経営管理や営農の効率化による生産性の向上と地域経済の活  
29 性化を図る。

30 農地の持つ防災機能や野生生物の生息環境の提供といった多面的機能の発揮につ  
31 ても、さらに重要性が増していることから、県は排水施設等の必要な整備・改修強  
32 鞭化等を通じ、農地及び周辺の住宅地等も含めた総合的な防災機能の向上を図るととも  
33 に、環境負荷の低減や湿地生態系の保全についても配慮し、耕作放棄地の発生抑制及  
34 び適正管理を通じた野生鳥獣による農作物被害の抑止を図ることで、総合的な県土保  
35 全に資する農業を推進する。

36 震災からの復旧・復興を行った農地については、原形復旧にとどまらず一層効率的  
37 な農業経営ができるよう整備したところであり、引き続き災害に強い主要な食料供給  
38 基地としての役割を果たすよう、活用を進める。

39 市街化区域内の農地については、人口減少社会における適正な土地利用の観点か

1 ら、計画的な利用を図ることとし、良好な都市環境の形成上、保全も視野に入れた活  
2 用策を市町村と共に講じていくこととする。また、担い手への集積や効率的な利用が  
3 困難な農地については、地目転換も含めた維持管理や利活用方法の検討を進めること  
4 とする。

## 5 口 森林

6 森林は、持続可能な資源の活用と公益的機能の発揮において、特に適正管理の重要  
7 性が増しており、県としては温室効果ガスの吸收源対策も含めて、適切な森林施業の  
8 実施、間伐等の手入れの不十分な森林の増加抑制、森林資源の成熟化を受けた適正な  
9 伐採の実施及び林業適地における再造林の支援等を行うことにより、将来世代にわたり  
10 森林の持つ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向け、多様  
11 で健全な森林の整備と保全を図る。また震災復興に係る森林の開発需要が収束すること  
12 から、今後は森林としての利用を維持する方向を土地利用調整上の基本施策とし、  
13 無秩序な森林の開発を防止するための監視強化に努め、原生的な森林や貴重な野生生物  
14 が生息・生育する森林等、自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な  
15 維持・管理を進める。さらに、地震や土砂災害等で被害を受けた森林の**公益的機能の  
16 発揮・林業・木材産業の活力回復**に向けた**効率的な森林整備**に引き続き取り組むとともに、海岸防災林の再生を**推進**への取組を支援し、多様な森林を育成する。

17 再生可能エネルギー発電施設用地への転換等、**脱炭素環境配慮型社会の構築**推進において必要となる森林開発については、各種法規制やガイドラインに則し、生態系や  
18 景観への配慮も含めた適正な土地利用が行われるよう必要な調整を行うこととする。  
19 また、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地等  
20 の緑資源の積極的な保全及び整備を図る。農山漁村集落周辺の森林については、貴重  
21 な地域資源として持続的な利用が図られてきた伝統を尊重し、地域社会の活性化及び  
22 多様な県民の要請に配慮しつつ、森林としての利用維持を基本とした適正な利用を図  
23 る。

## 24 ハ 原野等

25 本県における原野等は、主に採草放牧地と、森林限界を超えた高地等に位置する草  
26 原、湿原等から構成される。これらについて、県は原則として自然的土地利用の維持  
27 を図ることとし、特に湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等、貴重な自然環境  
28 を形成しているものは、生態系及び景観の維持等の観点から、原状の保全策を推進す  
29 る。また、災害の発生や観光資源としての活用といった、かく乱要因により劣化が進  
30 んでいる場合は、適宜その再生を図る。

31 その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配  
32 慮しつつ、適正な利用を進める。

## 33 ニ 水面・河川・水路

34 森林や農地の有する公益的・多面的機能と連動し、特に治水・防災を重視した施策  
35 を進め、既存施設の適正な維持管理に加え、必要な機能増進を図ることとし、県土の

1 強靭化及び安全・安心な県土づくりに取り組む。特に洪水浸水想定区域及び土砂災害  
2 警戒区域における安全の確保を加速化し、震災で地盤沈下した沿岸部の排水対策を行  
3 うとともに、都市部や農山漁村部などの居住地・人口集中地の周辺における水害防止  
4 に向けた河川の拡幅や浚渫等の各種施策を着実に進める。また、より安定した水供給  
5 のための水資源開発、農業用排水路の整備等も進め、これらの機能強化に要する土  
6 地の円滑な確保を図る。

7 県が行う水面、河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循  
8 環系の構築を図り、水質の保全等自然環境の保全・再生及び地域の景観に配慮すると  
9 ともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、潤いのある水辺環境、  
10 都市における貴重なオープンスペース、熱環境改善など多様な機能の維持・向上に配  
11 慮する。

## 木 道路

14 道路網の整備強化は、防災や都市機能の維持、地域間交流の促進、産業振興等の観  
15 点から今後とも重要な施策であり、必要な用地の確保を進め、施設の適切な維持管理  
16 及び更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ることとする。

17 本県では、震災復興の観点から、沿岸部を中心とした高速道路や、津波への多重防  
18 御機能を有する高盛土構造の道路整備、防災道路ネットワークの形成を進めたところ  
19 であり、これらの整備計画の完遂に向けて引き続き取り組むとともに、国土強靭化の  
20 観点から、大規模自然災害等に備えた強靭な県土づくりを推進する社会資本整備を継  
21 続的に推進する。

22 農道や林道については、農林業の生産性の向上及び農地及び森林の適正な管理を図  
23 るため、各種計画に応じた整備を進めることとし、既存用地の適正な管理による持続  
24 的利用と併せて、自然環境との調和に配慮した利用を進める。

25 なお、これらの道路の整備に当たっては、環境保全に十分配慮し、良好な道路景観  
26 を形成するとともに、交通安全施設等の整備を推進し、交通の安全と円滑の確保に配  
27 慮する。

## ヘ 宅地

30 本県では震災復興に伴う大規模な防災集団移転促進事業等により、復興まちづくり  
31 を進めたところであり、政策的な住宅供給の必要性については落ち着きを取り戻しつ  
32 つあるが、他方で、土砂災害や水害の激甚化に伴う住宅被害への対応が新たな課題と  
33 なっている。そのため、県は災害発生時において、みなし仮設住宅を含めた早期の住  
34 宅供給に努めるとともに、より安全な住宅地の形成や再開発等の整備に重点的に取り  
35 組むこととする。

36 また、人口減少下で進む都市部への人口集約に加え、当面の間は、より快適な居住  
37 性を求める新興住宅地の需要も見込まれることから、都市の機能を維持し、地域社会  
38 及び経済の活性化を図るため、公共交通ネットワークが整備された地区など、生活・  
39 利便性が高い地域を優先した新規の宅地開発及び生活関連施設の計画的整備も含め  
40 た、豊かな住生活の実現と秩序ある市街地形成を進める。既存住宅地においては、耐

震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を促進し、低未利用地の有効利用等による緑地空間やオープンスペース、地域福利増進施設等の確保や生活道路の整備を進めるなど、良好な居住環境の確保を図る。

工業用地については、人口減少下で持続可能な地域社会を実現するために、企業が行う経済活動の活性化が今後一層重要なことから、県民所得の向上、就業機会の確保及び地域人口の定住化に向けた施策を進める上で、県と市町村が協力し、必要な用地の確保を図る。また、工場の移転跡地において問題となる土壤汚染調査及び対策についても着実に進め、良好な都市環境の整備等のため有効に活用するとともに、経済活動と環境保全のバランスに配慮した施策を推進する。

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における都市福利施設等の整備、商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、成熟した住宅地からの転換や、道路等公共インフラの整備状況に応じた適正な商業地の配置を行うことで、地域経済社会の維持及び発展において必要な用地の確保を図ることとし、郊外の大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。

#### ト その他・低未利用地

人口減少及び少子高齢化に伴い、人為的土地区画整理事業は縮小に向かうのが自然であることから、本県でも長期的に低未利用地の増加が見込まれる。具体的には、所有者不明土地の増加、地価下落や産業構造の変化に伴う森林や農地等の放置化に加え、本県特有の事情である防災集団移転元地の大量発生と未利用状態の継続等によって、経済合理性の観点から利活用の困難な土地が徐々に増加していくと考えられる。

これら低未利用地については、公共の福祉や地域社会の安全確保等の観点から要求される発生抑制並びに管理水準維持等の施策が、地域の事情ごとに異なると考えられる。そのため、地域の実情に即した個別の対策を検討していく必要があり、県では改正される土地利用関係法制を踏まえて、地域の活力と良好な社会経済の維持に向けた対応策を講ずることとする。

二酸化炭素排出量抑制のため導入が進む再生可能エネルギーを用いた発電施設のうち、太陽光発電施設については、国の示した分類（地目が雑種地となることから「その他」に区分）により本区分において取り扱うこととし、基本的には整備促進を図ることとするが、施設の特性上、森林にまとまった土地を確保し、開発の上整備が進められることが多いため、森林の持つ二酸化炭素吸収機能や、他の多面的機能及び景観の保持とのバランスに配慮が必要である。特に、大規模施設の設置においては、開発に伴い土地の性質が大きく変わるため、施設周辺及び下流地域への影響を十分考慮するよう指導し、また、県や国が策定しているガイドラインにより、事業者が地域住民との合意形成を図れるよう支援する。県ではこれらの取組により、より適切な土地利用への誘導を図ることとする。

文教施設、公園緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設及び交通施設等の公用・公共用施設用地については、県民生活上の重要性と国際化、高度情報化、人口の高齢化等によるニーズの多様化に加え、人口減少に伴うニーズの経時的变化にも配慮しながら、

必要な用地の確保を図ることとし、あわせて県は調整・支援を行う。また、施設の整備に当たっては、災害に強い構造とし、災害時の利活用にも配慮するとともに、都市の有効利用の観点から、空き家・空き店舗の再生利用等、都市部の低未利用地の活用促進について検討を進める。

レクリエーション用地については、県民の価値観の多様化や観光の振興、自然とのふれあい志向の高まり、防災教育の推進等を踏まえ、自然環境の保全と地域振興等を総合的に考慮し、計画的な整備と有効利用を進める。また、森林、河川、沿岸地域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置と、広域的活用に配慮した計画的な整備を進めるとともに、災害発生時の被害最小化を図るために必要な対策を行う。

海岸及び沿岸海域については、三陸沖の豊かな漁場と変化に富んだ美しい海岸線に恵まれた本県特有の環境を活かし、県は、漁業、観光、海上交通、レクリエーション等への活用について特に推進を図ることとし、復旧・復興事業による防災・減災対策を踏まえた上で、安全で快適な利活用を進めていく。また、その際に環境保全や文化財の保護に最大限の配慮を行い、生態系や景観の保全と再生、水質汚濁や環境負荷防止対策の推進と、ゴミの漂着や海洋への流出対策等を進め、海岸の保全を図る。

## 4 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

### (1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

イ 計画の目標年次は、令和13（2031）年とし、基準年次は平成29（2017）年とする。

ロ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に県で独自に算出した数値を採用するものとし、人口についてはおよそ212万4千人、一般世帯数は93万6千世帯と想定する。

ハ 県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）は、農地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

ニ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、これに将来人口や各種計画等の影響を加味し、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとする。**なお、この目標は基本方針の達成に向けた施策を直接誘導するものではない。**

ホ 県土の利用に関する基本構想に基づく令和13年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

なお、同表の数値は、**実際の土地利用が本計画の基本方針に則しているかどうかを検証するための一指標であり、今後の経済社会の動向や自然災害等による土地利用状況の変化に応じて弾力的に理解されるべき性格のものである。**

1 表 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標  
2(単位 : km<sup>2</sup>, %)

区分	平成29年	令和13年	構成比	
			平成29年	令和13年
農地	1,278	1,218	17.6	16.7
森林	4,145	4,116	56.9	56.5
原野等	38	38	0.5	0.5
水面・河川・水路	329	331	4.5	4.5
道路	335	354	4.6	4.9
宅地	479	484 483	6.6	6.6
住 宅 地	289	292	4.0	4.0
工 業 用 地	27	28 27	0.4	0.4
その他の宅地	163	164	2.2	2.3
その他	679	744 745	9.3	10.2
合計	7,282	7,283	100.0	100.0
市街地 (参考)	257	236	—	—

- 注 (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。  
 (2) その他は、文教施設用地等の公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地等であり、今回から太陽光発電施設用地を含んでいる。  
 (3) 市街地は、国勢調査の定義による人口集中地区である。なお、平成29年欄の市街地面積は、平成27年の国勢調査による人口集中地区の面積である。  
 (4) 四捨五入の関係で、合計が内訳と一致しない場合がある。

## (2) 地域別の概要

- イ 地域別の利用区分ごとの規模の目標は、土地、水、自然等の県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、持続的な地域社会の実現が図られるように設定した。
- ロ 地域の区分については、本県における自然的、社会的、経済的諸条件等を考慮して県中南部地域、県北西部地域、県北東部地域の3地域区分とする。それぞれの地域の範囲は以下のとおりとする。

地域の区分	地域の範囲
県中南部地域	(広域仙台都市圏) 仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡 (広域仙南圏) 白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
県北西部地域	(広域大崎圏) 大崎市、加美郡、遠田郡 (広域栗原圏) 栗原市
県北東部地域	(広域登米圏) 登米市 (広域石巻圏) 石巻市、東松島市、牡鹿郡 (広域気仙沼・本吉圏) 気仙沼市、本吉郡

- ハ 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準ずるものとする。

令和13年における地域別の人団は、平成29年に比べ、県中南部地域が9万2千人減少し、およそ161万4千人、県北西部地域が4万人減少し、およそ23万人、県北東部地域が6万6千人減少し、およそ27万9千人と想定する。

1 二 令和13年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりで  
2 ある。  
3

4 (イ) 県中南部地域

5 本地域は、東北地方における中枢管理機能の集積する仙台市を擁し、蔵王国定公園、県立  
6 自然公園松島、浦戸諸島、名取川、阿武隈川、阿武隈山地等、優れた自然景観や温泉地を有  
7 した観光資源にも恵まれている。東北新幹線、東北縦貫自動車道、常磐・三陸縦貫自動車道  
8 及び東北横断自動車道の高速交通網を軸に、**国際拠点港湾**仙台塩釜港仙台港区及び塩釜港  
9 区の整備や、国際化にも対応し全国初の民営化を果たした仙台空港の更きらなる発展、臨  
10 海都市及び臨空都市の整備、高度技術産業の立地を進めている仙台北部中核都市の充実化  
11 等により、産業の集積と東北各地からの人口移動等による都市機能の拡大が見込まれる。

12 特に、仙台北部中核工業団地をはじめとする仙台北部地域では、自動車関連産業等の更なる  
13 集積と定住人口の増加により、仙台空港周辺では、民営化を契機とした周辺開発の進展等  
14 により、それぞれ都市的土地利用の増加が想定される。

15 このため、土地の高度利用及び低未利用地の優先的な再利用を通じ、良好な市街地の形成  
16 と再生が計画的に行われるよう土地利用を図る。あわせて、大都市近郊という特徴を活か  
17 した稲作、畜産、園芸等の振興に必要な農地の確保、緑資源の保全、創出、観光の振興等に  
18 資する優れた自然景観の保全を図る。

19 他方、沿岸部では、東日本大震災を契機とした人口流出が起こり、内陸部でも過疎化が進  
20 む地域があることから、良好な自然環境や伝統的生活様式への回帰といったニーズを想定  
21 し、定住化を促進する。また、令和元年東日本台風により被害を受けた鉄道の復旧を進め、  
22 住み続けられるまちづくりに向けた適切なインフラ整備に取り組み、震災復興で沿岸部に  
23 造成された工業用地等への企業誘致を進め、就業機会の確保を図る。

24 引き続き高い確率での発生が予想される宮城県沖地震など大規模地震に起因する津波に  
25 よる被害を最小限にするため、**東日本大震災で被害を受けた**海岸保全施設の整備を完遂し、  
26 沿岸域における県土の保全と安全性が確保されるように土地利用を図るとともに、頻発す  
27 る豪雨に伴う土砂災害や水害を防止するための防災対策を加速的に進めていく。

28 農地については、宅地、道路等への転換や荒廃農地化などにより、23km<sup>2</sup>程度減少し、3  
29 9.2km<sup>2</sup>程度となる。

30 森林については、宅地、道路、太陽光発電施設等への転換により、17km<sup>2</sup>程度減少し、1,  
31 8.61km<sup>2</sup>程度となる。

32 水面・河川・水路については、現時点での河川改修計画等により1km<sup>2</sup>程度増加し、11.9  
33 km<sup>2</sup>程度となることが見込まれるが、水害対策の加速化に伴い、更に面積が増える可能性があ  
34 る。

35 道路については、8km<sup>2</sup>程度増加して、16.4km<sup>2</sup>程度となる。

36 宅地のうち、住宅地については、民間の開発等に伴い3km<sup>2</sup>程度増加して16.4km<sup>2</sup>程度とな  
37 る。また、工業用地については、**1km<sup>2</sup>程度増加して、17.16km<sup>2</sup>程度となる**。事務所、店舗  
38 等のその他の宅地については、1km<sup>2</sup>程度増加して10.0km<sup>2</sup>程度となる。

39 その他については、低未利用地の発生及び太陽光発電施設の整備等により、**28.29km<sup>2</sup>**  
40 程度増加し、**36.7-36.8km<sup>2</sup>**程度となる。

1 市街地の面積については、都市人口の減少により、209km<sup>2</sup>程度となる。

2 (口) 県北西部地域

3 本地域は、世界農業遺産大崎耕土や金成耕土等の優良農地を擁し、豊富な森林資源に恵ま  
4 れているほか、栗駒国定公園、県立自然公園船形連峰等の優れた自然景観、特に水鳥の生息  
5 地として国際的に重要な湿地に関する条約であるラムサール条約の指定を受けている伊豆  
6 沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼等、人と自然の共生が育んだ貴重な生態系や、鳴子温  
7 泉郷等の優れた観光資源にも恵まれており、平成20年岩手・宮城内陸地震での崩落地を中  
8 核とした地域が「栗駒山麓ジオパーク」として日本ジオパーク委員会の認定を受ける等、新  
9 たな観光・教育資源活用の取組も進んでいる。

10 このため、本地域では、東北新幹線、東北縦貫自動車道の高速交通網を軸に、みやぎ県北  
11 高速幹線道路、地域の拠点となる中心都市及び工業団地等の整備や食料供給基地としての  
12 農業の振興と豊富な森林資源を活用した林業の振興等により、地域の特性を活かした土地  
13 利用を図るとともに、良好な自然環境と特有の農村景観等の地域資源を活かした定住促進  
14 を進め、地域コミュニティの維持に配慮する。

15 本地域の防災については、山間部の火山活動により形成された地質と広大な低湿地とい  
16 う地理的特性により、地盤が脆弱な土地が多く、平野部では水害が発生しやすいことから、  
17 地震や豪雨に起因する土砂災害及び水害について、特に重点的な対策が必要である。中でも  
18 鳴瀬川水系を中心とした地域は、平成27年関東・東北豪雨に加え、令和元年東日本台風で  
19 も破堤及び大規模な浸水被害が起きる等、喫緊の対策を要するため、安全な住宅地の確保と  
20 農地被害の低減を図ることとし、河川改修等による排水機能の強化を優先した土地利用を  
21 進める。

22 農地については、地域の特性に留意して優良農地の確保と集積に努めながら、防災対策  
23 等、持続的な地域の整備に必要な宅地、道路、水路等への転換も進めるほか、荒廃農地の拡  
24 大もある程度進むことが考えられるため、17km<sup>2</sup>程度減少し、520km<sup>2</sup>程度となる。

25 森林については、宅地、道路、太陽光発電施設等への転換により、5km<sup>2</sup>減少し、1,28  
26 3km<sup>2</sup>程度となる。

27 水面・河川・水路については、河川改修、ほ場整備の進展等により、1km<sup>2</sup>程度増加し、1  
28 16km<sup>2</sup>程度となる。

29 道路については、4km<sup>2</sup>程度増加して、96km<sup>2</sup>程度となる。

30 宅地のうち、住宅地については67km<sup>2</sup>程度、工業用地については6km<sup>2</sup>程度となる。事務  
31 所、店舗等のその他の宅地については27km<sup>2</sup>程度となる。

32 その他については、低未利用地等の転換による減少はあるものの、太陽光発電施設等の増  
33 加により、198km<sup>2</sup>程度となる。

34 市街地の面積については、都市人口の減少により、2km<sup>2</sup>程度減少し、6km<sup>2</sup>程度となる。

35 (ハ) 県北東部地域

36 本地域は、三陸金華山三陸沖漁場と本県の代表的な気仙沼、女川、石巻等の良港を擁し、  
37 水産資源に恵まれているほか、三陸復興国立公園、硯上山万石浦県立自然公園、北上川及び  
38 北上山地等の優れた自然景観、伊豆沼・内沼に加え、特有の藻場形成により海域として本県  
39 初のラムサール条約の指定を受けた志津川湾、気仙沼大島、金華山、出島、江島、網地島、

田代島、宮戸島等の島々といった貴重な自然環境と観光資源があり、北上川流域の登米耕土等の優良農地や、北上山地の森林資源にも恵まれている。

このため、三陸縦貫自動車道及びみやぎ県北高速幹線道路から成る高速交通網、物流拠点港**国際拠点港湾**仙台塩釜港石巻港区の整備等を活用し、地域の拠点となる中心都市の活性化を図り、震災復興により新たに整備した工業団地への企業集積や、稻作、園芸、畜産を主体とした農業と、豊富な森林資源を活用した林業の振興、漁港の整備や漁場の開発保全等沿岸域の有効利用を推進し、地域の特性を活かした土地利用を図ることで、持続可能な地域づくりに取り組む。

また、今後も発生が予想される宮城県沖地震など大規模地震に起因する津波による被害を最小限にするため、**東日本大震災で被害を受けた**海岸保全施設の整備を完遂し、沿岸域における県土の保全と安全性が確保されるように土地利用を図る。

特に、東日本大震災で甚大な津波被害を受けた沿岸部においては、高台移転や多重防護等による防災・減災対策を行っており、これらの整備完遂とともに、沿岸部の非可住地域を工業や農業・漁業、観光拠点等の産業エリアとして利活用する取組を進め、適切な避難体制の確立と併せ、有効な土地利用を図る。また、区画狭小等の理由から利活用が困難な防災集団移転元地の管理水準等を検討する。

農地については、**被災農地復旧後の**宅地、道路等への転換や荒廃農地の拡大などにより、  
20 km<sup>2</sup>程度減少し、305 km<sup>2</sup>程度となる。

森林については、防災集団移転等の復興需要による土地利用転換は落ち着くものの、宅地、道路、太陽光発電施設等への転換により、7 km<sup>2</sup>程度減少し、972 km<sup>2</sup>程度となる。

水面・河川・水路については、排水改良等に取り組むものの、面積は増減がなく、96 km<sup>2</sup>程度となる。

道路については、引き続き高盛土道路等の整備を進めることから、7 km<sup>2</sup>程度増加して、94 km<sup>2</sup>程度となる。

宅地のうち、住宅地については、防災集団移転促進事業による新規造成が終了し、61 km<sup>2</sup>程度となる。また、工業用地については、沿岸部の利活用を中心とした集積等により5 km<sup>2</sup>程度となる。事務所、店舗等のその他の宅地については、37 km<sup>2</sup>程度となる。

その他については、東日本大震災で生じた防災集団移転促進区域等における低未利用地等において、有効活用又は管理策を検討するものの、森林における太陽光発電施設の増加等も含めて21 km<sup>2</sup>程度増加し、180 km<sup>2</sup>程度となる。

**県土面積は、公有水面の埋立により1 km<sup>2</sup>程度増加し、1,754 km<sup>2</sup>程度となる。**

市街地の面積については、都市人口の減少により、8 km<sup>2</sup>程度減少し、21 km<sup>2</sup>程度となる。

## 5 計画の実現に向けた措置

全国計画（国土利用計画）でも指摘されているとおり、我が国が直面している人口減少・少子高齢化社会においては、開発拡大による人為的土地利用面積の単純な増加や、国土・県土管理水準の一層の向上を目指すことは現実的でない。そのため、人為的土地利用は人口動態及び経済成長に即したものとすることを基本とし、県は以下の施策に取り組む。

1 イ 適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用

2 人口減少社会において持続可能な地域づくりを推進する土地利用を進めるため、土地基本  
3 法、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用を行い、本計画及び市町  
4 村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、利  
5 用区分ごとの県土の機能が最大限に発揮されるよう、適正な土地利用の確保を図る。また、土  
6 地利用の影響の広域性を踏まえ、市町村等関係行政機関相互間の適切な調整を図る。あわせ  
7 て、土地の所有者が良好な土地管理と有効利用を図るよう、土地基本法等の改正を踏まえた啓  
8 発等を行う。

9 □ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

10 原生的な自然や野生生物の生息・生育、自然風景、希少性等の観点からみて優れている自  
11 然については、行為規制等により適正な保全を図る。災害や人為的かく乱等により自然が劣  
12 化・減少した地域については、科学的な調査に基づき、適正な環境保全のあり方を検討した  
13 上で、必要な範囲で自然の再生、創出及び保全を図る。

14 地域の農林水産業と密接な関係にある二次的な自然については、適切な農林漁業活動や地  
15 域づくり団体、民間・N P O等による保全活動の促進及び必要な施設の整備等を通じて、そ  
16 の維持・形成に取り組み、あわせて環境保全型農業の推進や農林水産業への就業・経営支援  
17 を行うことにより、経済活動と環境保全を両立した持続可能な社会の実現を図る。

18 農地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、環境用水の確保、水辺地等の保全  
19 による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等を通じ、  
20 水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図る。特に閉鎖性水域に流入する流域に  
21 おいて、水質保全に資するよう、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷及び市街  
22 地、農地等からの面源負荷の削減対策を進めるとともに、緑地の保全、その他自然環境の保  
23 全のための土地利用制度の適切な運用に努める。また、土壤汚染の防止と汚染土壤の拡散に  
24 による被害の防止に努める。

25 生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、**環境  
26 基準との整合を考慮し**、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利  
27 用の適正化を図る。また、緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた  
28 適正な土地利用への誘導を進める。

29 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3 R  
30 を一層進め、循環型社会の形成を促進するとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うた  
31 めの広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地  
32 の確保を図る。あわせて、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止に努めるとともに、事案  
33 が発生した場合には適切かつ迅速な原状回復を図る。

34 地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市においては、美しく良好な街並み景観や  
35 緑地・水辺景観の形成、農山漁村においては、二次的自然としての景観の維持・形成を図  
36 る。

37 良好的な環境を確保するため、事業の実施段階における環境影響評価の実施や、公共事業等  
38 の位置・規模等の検討段階において、事業の特性を踏まえた環境的側面の検討を行うこと等  
39 により、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。また、歴史的・文化的風土の  
40

1 保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行う。

2 これらの取組に当たっては、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点か  
3 ら、宮城県生物多様性地域戦略等に基づき、外来生物の侵入防止や生態系ネットワークの形  
4 成に配慮しつつ、それぞれの自然の特性に応じた自然とのふれあいの場を確保する。

5 さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を図るため、科学的な調査  
6 に基づく計画的な保護管理を進める。

## 8 ハ 安全・安心を実現する県土利用

9 國土強靭化基本計画及び宮城県國土強靭化地域計画に基づき、災害リスクの高い土地の  
10 利用転換等も視野に入れつつ、より安全性の高い県土利用を図ることとする。

11 高台移転や職住分離・多重防御など、震災復興で取り組んだ災害に強いまちづくり宮城モ  
12 デルの構築を完遂し、引き続き発生が見込まれる宮城県沖地震等に備えるとともに、大規模災害  
13 の経験を元にまちづくりを進めた先進事例として、本県同様に沿岸部での大きな被害が予想  
14 されている南海トラフ地震の危険区域等に対し、防災・減災対策の経験などの東日本大震災で  
15 学んだ教訓を伝えるなど、我が国全体の防災力向上に資する。また、県内外の交流を促進し、  
16 震災遺構等を活用した東日本大震災の記憶の伝承と防災教育の充実化を図る。

17 近年の大規模災害の教訓を踏まえ、大地震対策や津波、洪水・土砂災害対策及び県土の保全  
18 と安全性の確保を一層進めることとし、水系ごとの治水施設等の整備など、県土保全施設の整  
19 備を加速的に推進する。施設の整備に当たっては、流域内の土地利用との調和、地形等の自然  
20 条件と土地利用配置との適合性、風水害、高潮、豪雪及び火山噴火への対応にも配慮しつつ、  
21 適正な県土利用への誘導を図る。また、人口、産業、諸機能の集積している市街地等において  
22 は、災害に配慮した県土利用への誘導と県土保全施設や地域防災拠点の整備を重点的に進め  
23 るとともに、オープンスペースの確保、災害時にも有効に機能する防災道路ネットワークの早  
24 期構築、水道施設の適切な更新管理等を通じたライフラインの多重化・多元化・強靭化も促  
25 進しながら、公共・公益施設の共同溝等への収容、無電柱化電線類の地中化、道路緑化等の  
26 推進を通じて、良好な道路景観を形成し、道路空間の有効利用を図る。

27 災害発生時に避難計画に基づいた行動が取れるよう、危険地域についての情報の周知を一  
28 層進めるとともに、特に職住分離等の新たなまちづくりを行った沿岸部については、日中の地  
29 震発生等に備え、津波避難タワーや津波避難ビル、近隣の高台等への速やかな避難が重要である  
30 ことから、平時から避難経路や避難場所等を確認し、適切な移動手段を採用する等、ハード  
31 とソフトを組み合わせた防災・減災対策を更に推進する。

32 河川や水路、ダム等の治水・利水施設は、災害防止等の機能が十分に発揮されるよう適正な  
33 管理を行い、あわせて、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの  
34 場の形成にも配慮する。また、森林や水田・ため池の持つ災害防止機能を健全に発揮するため、  
35 農林漁業の基盤整備と経営支援を進め、適正管理を推進する。

36 土砂の移動等により形成される美しい山河や海岸などの保全や再生、景観の保持、海岸侵  
37 浸食対策や下流への土砂供給など、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を  
38 推進するとともに、海岸保全施設等の整備を行う。加えて、土砂採取に当たっては、環境・景  
39 観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切な管理を図る。

## 二 複合的な施策の推進と県土の選択的利用

住宅地については、災害からの復旧と安全性の確保を優先した居住環境の整備を推進するとともに、人口減少・少子高齢化の進展等の中にあっても、本県への移住・定住も含めた幅広い需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。加えて、既存の住宅ストックの有効活用やユニバーサルデザインの導入による中心市街地の居住性向上、郊外の住宅団地の再生、住宅の長寿命化、既存住宅の市場の整備を通じて、持続的な利用を図る。また、既成市街地においては、低未利用地の活用等による市街地の再開発等を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努める。

本県経済を支える第二次産業の発展に資するため、工業用地については、グローバル化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化及び工場の立地動向を踏まえ、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進するとともに、需要に応じた質の高い工業用地の供給に努める。

さらに、県内へのサテライトオフィス等の誘致に取り組むなど、本県経済の更さらなる活性化と定住人口拡大を図りながら、我が国のリスク分散と国土・県土の有効活用を進める。

これらの取組に際しては、自然環境の保全に配慮し、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。

災害に強い農業・農村づくりに向け、農地の大区画化・整序化や改良及び宅地の高台等への防災集団移転等と連携した農地整備を完遂する。また、農地中間管理事業等による担い手への農地の利用集積を進めつつ、農業にICT等のテクノロジーを導入したアグリテックを推進しICT・AI・ロボット等のスマート農業の導入も支援し、生産性の向上と環境に配慮した生産方式の促進を図る。あわせて、異業種からの農業参入も含めた幅広い担い手確保策にも取り組み、就業機会の創出と、農業・農村を中心とした地域の持続を図るとともに、農地に特有の生態系の維持や、農地が有する防災機能の発揮、耕作放棄地の発生防止など、農業・農村の有する多面的機能を十分に発揮するための土地利用を図る。市街化区域内の農地については、宅地化だけでなく、農地としての保全や市民農園等のニーズも考えられることから、適切な土地利用計画に基づき、まちづくりに活用していく。

森林の持つ県土保全機能等の向上を図るため、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等の森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水平の向上を図る。その際、路網や機械化など効率的な作業システムの整備、地域材の利用並びに生産、流通及び加工段階における条件整備を進めるとともに、森林管理への県民の理解と参加、林業の担い手の育成、山村における生活環境の向上を図る等の基礎条件についても、併せて整備する。

脱炭素社会の構築のため低炭素社会の実現において、森林や都市等の緑が持つ二酸化炭素吸収機能の発揮が特に重要であることから、緑化活動の推進及び森林や緑地の保全策を実施する。あわせて、良好な大気環境を保全するため、地域特性を活かしたバイオマス、地熱、太陽光等の再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントの導入促進、都市における環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、物流体系の効率化低炭素型物流体系の形成等に取り組み、環境負荷の少ない小さな都市等の構造や経済社会システムの形成に向けて、自然的土地利用の保全と均衡を図りながら、最大限の効果が発揮されるよう、適切な土地利用を図る。また、スマートシティやエコ

タウンといった、震災復興を契機とした先進的なまちづくりに向けた市町村の取組についても、引き続き必要な支援を行う。

これらの施策を推進する基礎となる県土の科学的かつ総合的な把握を進めるため、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等、県土に関する基礎的な調査を推進し行い、その成果を総合的に活用し、災害に強く効率性の高い県土づくりを促進する。また、土砂災害等の危険性が高い箇所においては、地籍調査の早期完了により災害復旧に備えるとともに、計画的な防災対策の実施に資する。

あわせて、高齢化等の進展により森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進する。

さらに、県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、これらの調査結果の普及及び啓発を図ることとし、県土の秩序ある選択的な利用を確保する。

## 木 多様な主体と連携した県土利用

土地所有者以外の者が、それぞれの特徴を活かして県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できる。このため、国、県、市町村による公的な役割の発揮、土地所有者等による適切な管理に加え、土地所有者、地域住民、企業、農林業団体、N P O、行政、他地域の住民等の多様な主体が連携・協働し、森林づくり活動や農地の保全管理活動への参加又は地元農産品の購入や緑化活動への寄附などを通じた県土管理へ参画する取組を促進する。特に、森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるため、森林経営管理法に基づく市町村の関与や、森林環境譲与税の活用等による適切な整備・保全の推進に取り組む。あわせて、林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の整備を推進する観点から、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

景観に優れ、自然とのふれあいの場に適した森林や農地においては、環境教育やレクリエーション利用の場としても活用することで、公益的・多面的機能の周知・啓発に努め、県土管理への県民の関心を高める。

所有者不明土地を含む低未利用地は、当該土地の所有者自身の問題というよりも、むしろ当該土地周辺の地域住民や関係者等、地域の問題として把握されるものである。また、低未利用地のもたらす影響は、周辺の土地利用状況等により様々である上、その影響等が顕在化しておらず、認識されていない場合も想定される。さらに、人口減少に伴い、このような土地の増加が予想されることから、県は市町村と連携し、国土利用計画並びに県土の科学的調査の成果等を参考に、土地の低未利用化がもたらす影響等について検討を進めるなど、所要の措置を講ずる。また、検討の過程においては地域住民との協働を図るなど、地域全体の中長期的な土地管理に対する当事者の関心を高める取組を行い、地域の実情に応じた県土管理及び県土保全のあり方を検討していく。

低未利用地のうち耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺の土地利用との調整を図りつつ、担い手への集約等により農地への復元を促進することとするが、土地の形質上、担い手への集約や農地への復元が困難な場合は、周辺の土地の利用状況等に応じ、地域の農業活性化のための施設用地や森林等への転換を図る。

1 また、農地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土  
2 地需要がある場合に優先して再利用を図る一方、周辺の土地利用状況や気象条件等を勘案  
3 し、粗放的な管理により周辺環境との調和を図る等の方法を検討し、単なる放置による環境  
4 の悪化を防止する策を講ずる。

5 これらの措置を行うに当たっては、財産権と公共の福祉の均衡に注意を払い、管理主体と  
6 管理方法を適切に定めるとともに、所有権の取得や所有者不明土地法に基づく地域福利増進  
7 事業の実施等、法令上必要な手続を行う。また、地域における計画的な土地利用及び管理の  
8 推進において、市町村が主体となった取組の円滑化を図るため、県は土地利用諸制度に係る  
9 市町村への権限委譲を進めるなどの支援を行う。

## 10 11 ヘ 土地利用転換の適正化

12 土地利用の転換を図る場合には、一旦転換した後に元の地目に戻すことは一般的に困難で  
13 あることから、その影響の大きさに十分留意した上で、地域の社会経済の動向や周辺の土地  
14 利用の状況その他の自然的・社会的条件を考慮し、適正に行うこととする。また、転換途上  
15 であっても、これらの条件の変化を常に把握し、必要に応じた速やかな計画の見直しなどの  
16 適切な措置を講ずる。さらに、効率的な県土利用の観点から、低未利用地の有効活用を優先  
17 し、原則として農地や森林等の自然的土地利用の維持を図る。農地については、優良農地の  
18 確保及び保全に留意しながら、防災や環境保全等の多面的機能にも配慮した上で、他の土地  
19 利用との計画的な調整を図ることとし、森林については、災害防止や環境の保全といった公  
20 益的機能の低下を防止することに十分配慮し、土地利用転換によって生じる悪影響を排除する  
21 措置の確実な履行に留意した上で、森林法（昭和26年法律第249号）等の関係法令に基づき、周辺の土地利用との調整を図る。

22 大規模な土地利用の転換を図る場合は、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土  
23 の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮することとし、適正な土地利用を確保する。また、  
24 地域住民の意向や地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想  
25 といった地域づくりの総合的な計画や公共施設の整備、公共交通サービスの供給計画等との整合  
26 を図る。

27 農地と宅地が混在する地域では、土地利用の転換が無秩序に進む場合が多く見られること  
28 から、都市計画制度や農業振興地域整備計画制度等の適正な運用等により、農地、宅地等相互  
29 の土地利用の秩序ある共存を図る。また、土地利用規制の観点から既に無秩序な施設立地  
30 等の問題が生じている地域においては、的確な法制度の運用等の検討を行い、地域の環境を  
31 保全しつつ、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

## 32 33 ト 指標の活用

34 持続可能な県土管理に資するため、計画の推進等に当たっては、各種指標を適切に活用  
35 し、経時的な土地利用の変化等を把握することにより、計画の点検と管理運営を行うことと  
36 する。

37 また、今後の県土の利用をめぐる社会経済情勢の変化等に対応するため、本計画策定より  
38 おおむね5年後に、総合的な計画の点検を実施する。

(参考付表)

(単位 : km<sup>2</sup>, %)

区分	地域別の利用区分ごとの規模の目標											
	平成29年		令和13年		構成比		平成29年		令和13年		構成比	
	県中南部地域	県北西部地域	29年	13年	29年	13年	29年	13年	29年	13年	29年	13年
農地	415	392	▲ 23	13.0	12.3	537	520	▲ 17	23.1	22.3	325	305
森林	1,878	1,861	▲ 17	58.7	58.2	1,288	1,283	▲ 5	55.3	55.1	979	972
原野等	17	17	0	0.5	0.5	16	16	0	0.7	0.7	5	5
水面・河川・水路	118	119	1	3.7	3.7	115	116	1	4.9	5.0	96	96
道路	156	164	8	4.9	5.1	92	96	4	4.0	4.1	87	94
宅地	277	281	4	8.7	8.8	100	100	0	4.3	4.3	103	103
住宅地	161	164	3	5.0	5.1	67	67	0	2.9	2.9	61	61
工業用地	16	17	1	0.5	0.5	6	6	0	0.3	0.3	5	5
その他の宅地	99	100	1	3.1	3.1	27	27	0	1.2	1.2	37	37
その他	339	367	28	10.6	11.5	182	198	16	7.8	8.5	159	180
合計	3,200	3,200	0	100.0	100.0	2,329	2,329	0	100.0	100.0	1,753	1,754
市街地	220	209	▲ 11	-	-	8	6	▲ 2	-	-	29	21

注

(1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

(2) その他は、文教施設用地等の公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地等であり、今回から太陽光発電施設用地を含んでいる。

(3) 市街地は、国勢調査の定義による人口集中地区である。なお、平成29年欄の市街地面積は、平成27年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(4) 四捨五入の關係で、合計が内訳と一致しない場合がある。

## 用語解説

### <ア行>

#### I L C (あいえるしー)

International linear Collider (国際リニアコライダー) の略称。国際協力によって設計開発が推進されている次世代の直線型衝突加速器を中核とする研究施設。地下 100mに建設する長大なトンネル内で、電子と陽電子を光速近くまで加速して衝突させ、宇宙誕生直後の状態を再現。衝突により生成されるさまざまな粒子を測定、解析することで、質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明につながると期待されている。~~物質及び世界の基礎理論となる素粒子物理学に関する世界最高・最先端の研究を行うため、国際協力により設計・設置計画が進められている研究施設であり、地下トンネルに設置される電子・陽電子衝突型大型線形加速器を中核とする。~~ 加速器全体を埋め込むことのできる均一構造の堅固な岩盤を有する場所が適地とされており、現時点では岩手・宮城県境をまたぐ北上山地が最有力候補地である。本県では I L C 設置により県内の学術研究・教育や先端技術産業等の発展に寄与するものと期待されている。

#### I C T (あいしーていー)

Information and Communication Technology の略。情報処理および情報通信に関連する諸分野における技術・産業・サービスなどの総称。

#### アグリテック (あぐりてっく)

農業に I C T (情報通信技術) 等のテクノロジー (技術) を導入することで、省力・軽労化を図るなどの課題を解決すること。

#### 居久根 (いぐね)

東北地方における屋敷林の呼称。主に伝統的な農村地帯特有の景観に寄与しており、周辺の都市化が進んでいる場合は、都市部の貴重な緑地として保存・活用が図られている。

#### 一般世帯 (いっぽんせたい)

世帯のうち、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者や下宿屋等に下宿している単身者、③会社、官公庁等の独身寮等に居住している単身者をいう。

なお、一般世帯以外の世帯には、施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者等）がある。

#### 一般道路 (いっぽんどうろ)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に定める道路。農道、林道、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）にいう自動車道、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）の道路等の特定目的のための道路や私道、里道は含まない。

#### 移転促進区域 (いてんそくしんくいき)

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適當であると認められる区域。

1 **A I (えーあい)**

2 人間の知的能力を機械的に実現するいわゆる人工知能のこと。Artificial Intelligence の  
3 略。

5 **エコタウン（えこたうん）**

6 **再生可能エネルギーを利用し、地域の課題解決や価値向上につなげているまちのこと。**

7 ~~地方自治体等が計画する「ゼロ・エミッショントラップ構想」（ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることを目指す構想）を地域の基本構想とした資源循環型社会の構築を図る事業について、国が承認し、様々な支援を行うこと~~  
10 ~~で実現を図るもの。環境問題の解決と地域振興を同時に進めるための施策である。~~

12 **沿岸域（えんがんいき）**

13 海岸線を挟み相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体として捉えた範囲。

15 **沿岸部（えんがんぶ）**

16 本計画において、県内市町村のうち仙台市（宮城野区・若林区）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、  
17 名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、  
18 南三陸町の2区、14市町をいう。（ $\leftrightarrow$ 内陸部）

20 **オープンスペース（おーぷんすペーす）**

21 主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。

23 **温室効果ガス（おんしつこうかがす）**

24 大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体の総称。地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7物質が対象となっている。

29 <力行>

31 **海岸保全施設（かいがんほぜんしせつ）**

32 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設のこと。

36 **開発行為（かいはつこうい）**

37 建築物の建築、土石の採掘、開墾等の目的で行われる土地の区画形質の変更をいう。

38 なお、建築物の新築、改築等は含まない。

40 **外来生物（がいらいせいぶつ）**

41 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）（以下「外来生物法」という。）では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている。つまり、国外から日本に導入さ

1 れるもののみを対象としており、いわゆる国内由来の外来種は含まない。

2 一般的には、「外来種」（導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自  
3 然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）によりその自然分布域（その生物が本  
4 来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的  
5 に異なる集団とされる、亜種、変種を含む。））とほぼ同義で用いられていることが多く、宮城  
6 県国土利用計画でもこの意味で用いている。

### 7 **環境衛生施設（かんきょうえいせいしせつ）**

8 上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、共同墓地及び火葬場をいう。

### 9 **環境保全型農業（かんきょうほぜんがたのうぎょう）**

10 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて  
11 化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を行うもの。化学肥料・  
12 化学合成農薬を原則5割以上低減する取組を基礎としており、現在は主に農業の有する多面的  
13 機能の發揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項に規定する「自然環  
14 境の保全に資する農業の生産方式として農林水産省令で定めるものを導入した農業生産活動の  
15 実施を推進する事業」を指す。

### 16 **環境用水（かんきょうようすい）**

17 水質の浄化、親水空間の創出、修景、生態系の保護など自然環境、社会環境、生活環境の維  
18 持改善を図ることを目的とする用水。

### 19 **緩衝緑地（かんじょうりょくち）**

20 工業地帯などの公害発生源と市街地の間を遮断するように設けられる緑地帯をいう。

### 21 **基準年次（きじゅんねんじ）**

22 計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時において様々な実績値を網羅的に把握でき  
23 る直近の年次としている。

### 24 **汽水（きすい）**

25 淡水と海水が混在し、中間的な塩分濃度となったもの。河口部に多い。

### 26 **共同溝（きょうどうこう）**

27 路面の掘削を伴う地下の占用の制限と相まって、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保  
28 を図ることを目的として、2以上の第一種電気通信事業者、一般電気事業者、一般ガス事業者、  
29 水道事業者等の公益事業者の電線、ガス管、水管等を収容するため、道路管理者が道路の地下  
30 に設ける施設。

### 31 **計画期間（けいかくきかん）**

32 計画策定時点又は基準年次から目標年次までの期間。

### 33 **研究開発インフラ（けんきゅうかいはついんふら）**

34 大学や試験研究機関等の研究開発施設や設備等のハードとソフトウェアやデータベース等の

1 ソフトを一体的に捉えた基盤をいう。

### 3 減災（げんさい）

4 災害時において発生しうる被害を最小化するための取組。「防災」が被害を出さないことを目  
5 指す総合的な取組であるのに対し、「減災」はあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害  
6 を低減させていくこうとするもの。

### 8 県自然環境保全地域（けんしそんかんきょうほせんちいき）

9 自然公園、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づき国が指定した自然環境保全  
10 地域（本県なし）以外の地域で、極めて豊かな生態系を保っている森林、湿原、湖沼、海浜など  
11 に該当し、その良好な自然を県として保全していくことが必要と認められ、知事が指定した地  
12 域。

### 14 原生的な自然（げんせいいてきなしぜん）

15 人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほ  
16 とんど残っていない自然をいう。

### 18 健全な水循環（けんぜんなみずじゅんかん）

19 水循環基本法（平成26年法律第16号）における人の活動及び環境保全に果たす水の機能  
20 が適切に保たれた状態での水循環をいう。

### 22 県土（けんど）

23 土地、水、自然等の県土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。

### 25 県土資源（けんどしげん）

26 土地、水、自然等をいう。地表面そのもの又は地表面に展開し、人間にとて様々な価値を  
27 もたらす素材である。

### 29 県土の選択的利用（けんどのせんたくてきりよう）

30 低未利用となっている土地について、法規制により土地の利用方法を決定するのではなく、  
31 地域が主体となって、その土地の特性等を踏まえ利用方法を選択し、有効に活用していくこと。

### 33 県土の利用区分（けんどのりょうくぶん）

34 宮城県国土利用計画では、農地、森林、宅地等の地目別区分並びに公用・公共用施設用地、  
35 レクリエーション用地、低未利用地、海岸及び沿岸海域、市街地の区分をいう。

### 37 県土保全（けんどほせん）

38 急傾斜地の崩壊や土砂流失、地すべり、洪水による侵浸食、堆積、海岸侵浸食、公害及び  
39 鉱害による地盤沈下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制又は  
40 停止させることをいう。

### 42 県土保全施設（けんどほせんしせつ）

43 治山施設、治水施設、砂防施設、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策施設、下水道施設等をい

1 う。

2

### 3 県土利用（けんどりよう）

4 土地、水、自然という側面からみて、県土を利用するることをいう。土地利用に比較して、県  
5 土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範な概念である。

6

### 7 原野（げんや）

8 一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えたままの状態で放置されている  
9 土地。宮城県国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」  
10 であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の土地をいう。

11

### 12 公益的機能（こうえきてききのう）

13 水源かん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能など、森林が持つ様々な機能のこ  
14 と。

15

### 16 公園緑地（こうえんりょくち）

17 公園、広場、墓園など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達  
18 と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地。

19

### 20 公共・公益施設（こうきょう・こうえきしせつ）

21 電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設をいう。

22

### 23 工業用地（こうぎょうよううち）

24 一般には、工業生産を行うための土地。宮城県国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮  
25 して、従業員4人以上の事業所の敷地としている。

26

### 27 耕作放棄地（こうさくほうきち）

28 農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間  
29 に再び耕作するはっきりした意思のない土地。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付  
30 けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付地といわれ、経営耕地  
31 に含まれる。

32

### 33 厚生福祉施設（こうせいふくししせつ）

34 病院、保健所、福祉事務所など国民の健康で幸福な生活に資する施設をいう。

35

### 36 交通施設（こうつうしせつ）

37 道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、宮城県国土利用計画の「そ  
38 の他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まない。

39

### 40 高度情報通信インフラ（こうどじょうほうつうしんいんふら）

- 41 ① ファイバーや衛星通信をはじめとするネットワークインフラ  
42 ② ①の上に展開し、現実の事務や業務を行うためのシステムやソフトウェア、データベース  
43 に蓄積されている情報資源、技術者やユーザー  
44 ③ ①及び②に係る諸制度を一体的に捉えた基盤をいう。

1   **荒廃農地（こうはいのうち）**

2       現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観  
3       的に不可能となっている農地。

5   **公有地（こうゆうち）**

6       地方公共団体が所有する土地。

8   **公用・公用施設（こうよう・こうきょうようしせつ）**

9       文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公署など公のために設けられ  
10      た施設をいう。

12   **国土強靭化（こくどきょうじんか）**

13       強さとしなやかさを備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づき  
14      大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりを推進するもの。国土強靭化基  
15      本法の基本理念は、①人命の保護、②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持、  
16      ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④迅速な復旧復興。

18   **国土形成計画（こくどけいせいかく）**

19       国土形成計画法（昭和25年法律第205号）において定められる国土の利用、整備及び保  
20      全を推進するための総合的かつ基本的な計画をいう。2008年に初めて計画が定められ、  
21      2015年8月14日に新たな計画が第五次国土利用計画（全国計画）とあわせ閣議決定され  
22      た。

24   **国土調査（こくどちょうさ）**

25       ①地籍調査、②土地分類調査、③水調査、④①から③までの基礎とするために行う調査。国  
26      土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく調査であり、本調査により得られる成果は、  
27      土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。

29   **国土の国民的経営（こくどのこくみんてきけいえい）**

30       国や都道府県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活  
31      動、農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付な  
32      ど、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により国土の  
33      適切な管理に参画すること。

35   **固定価格買取制度（こていかかくかいとりせいど）**

36       太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの5種類の再生可能エネルギー発電を普及促進する  
37      ため、これらをエネルギー源とする施設で発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買  
38      い取ることを保証する制度。

40   **<サ行>**

42   **再開発（さいかいはつ）**

43       都市（宮城県国土利用計画での定義はP.38参照）にあっては、一般ににおいて、人口の集中  
44      による過密化やと不合理な土地利用等によるにより生ずる都市機能の低下及び環境の悪化に

1 対応するため、工場の分散、流通業務施設の再配置、都市施設の整備など都市における土地の  
2 合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって良好な市街地環境の創造、都市の  
3 安全性の確保、計画的な住宅の供給、住民生活の改善・向上等の公共の福祉に寄与することを  
4 いう。

## 5 災害（さいがい）

6 暴風、豪雨、豪雪、洪水、渇水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象や大規模な火  
7 事、爆発、放射性物質の大量放出、船舶の沈没等の事故を原因として生ずる被害のこと。これ  
8 らのうち、暴風、豪雨等の異常な自然現象により生じる被害を「自然災害」という。

## 9 災害危険区域（さいがいけんくいき）

10 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条に基づき、津波や急傾斜地の崩壊、高潮  
11 等自然災害から県民の生命を守るために、居住の用に供する建築物の建築を制限する区域。区  
12 域に指定された場合、住宅等の新築や建替え、増改築等が制限される。

## 13 再生可能エネルギー（さいせいいかのうえねるぎー）

14 限りがあるエネルギー資源である石油・石炭などの化石燃料に対し、太陽光や太陽熱、水力、  
15 風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇  
16 しないエネルギー。

## 17 採草放牧地（さいそうほうぼくち）

18 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項の採草放牧地をいう。農地以外の土地で、  
19 主として耕作、養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。なお、ここで  
20 いう耕作又は養畜の事業のための採草とは、具体的には肥料及び飼料の材料を得るための採草  
21 のこと。

## 22 里地・里山（さとち・さとやま）

23 奥山自然地域と都市地域の中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されて  
24 きた地域であり、集落を取り巻く二次林とそれらと混在する農地、ため池、草原等で構成され  
25 る地域概念。

## 26 産業・物流インフラ（さんぎょう・ぶつりゅういんふら）

27 産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等の基盤。

## 28 ジオパーク（じおぱーく）

29 火山や断層など、地球活動の遺産を主な見所とする自然の中の公園。世界ジオパークネット  
30 ワークが認定する世界ジオパークの他、日本ジオパーク委員会が認定する日本ジオパークがあ  
31 る。本県では「三陸ジオパーク」（青森、岩手、宮城3県にまたがる地域であり、本県では気仙  
32 沼市が該当）と「栗駒山麓ジオパーク」（栗原市）の2か所が日本ジオパークの認定を受けてい  
33 る。

## 34 市街地（しがいち）

35 宮城県国土利用計画では、国勢調査の定義による人口集中地区（DID）をいう。  
36 都市計画関係では、都市計画法（昭和43年法律第100号）における既成市街地の意味で用

いることがあるので注意を要する。

### 次世代放射光施設（じせだいほうしゃこうしせつ）

シンクロトロン放射現象を利用し、放射光（本施設では高輝度の軟X線）を発生させ、その放射光により様々な物質の観測・分析などを行う施設。東北大学青葉山キャンパスに設置が進められており、2023年の運用開始を目指している。国内の同様の施設に、硬X線領域の放射光を用いるSPRING-8（兵庫県）などがある。ILCと同様に粒子加速器を中核とするが、ILCの中核施設が線形加速器であるのに対し、本施設は円形加速器を中核とするである。広範囲の科学研究・技術開発及び産業への応用が期待されている。

### 自然維持地域（しぜんいじいき）

人為的な影響が弱い又は非恒常的であることから、自然が良好な状態で維持されてきた地域であって、かつ、その自然が優れた属性を有しており、今後ともその優れた自然環境の維持を図るべき地域。

### 自然環境（しぜんかんきょう）

日光、大気、水、土、生物等によって構成され微妙な系として国土に存在する植生、野生動物、地形地質等を総称したもの。

### 自然環境保全基礎調査（しぜんかんきょうほぜんきそちょうさ）

自然環境の保全を図るため、国が自然環境保全法に基づいて実施する基礎的な調査。これまでも、植生、野生動物、河川、湖沼、海岸等の自然環境に関する調査が行われている。

### 自然環境保全地域（しぜんかんきょうほぜんちいき）

~~優れた自然環境を維持している地域として、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域のこと。~~（→「県自然環境保全地域」に修正したため「力行」へ移行）

### 自然公園（しぜんこうえん）

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、生物の多様性の確保などに寄与することを目的として、環境大臣が指定する国立公園、国定公園及び知事が指定する県立自然公園の総称。

### 自然的土地利用（しぜんてきとちりよう）

農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜等の土地利用を加えたもの。都市的土地利用以外の土地利用を総称したもの。

### 湿原（しつげん）

地下水位が高く、高湿な条件を好む特有の植物群で覆われた土地をいう。

### 住宅ストック（じゅうたくすとっく）

既存のもの又は新規に供給されることで蓄積される我が国の住宅全体をいう。

### 住宅地（じゅうたくち）

「固定資産の価格等の概要調書」において、評価地積である住宅用地及び非課税地積のうち都

道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地とされている土地をいう。

## 集約市街地（しゅうやくしがいち）

持続可能な地域づくりの一環として形成されたコンパクトな市街地。都市の無秩序な拡大を抑制し、都市機能を効率的に配置することで形成される。

## 諸機能（しょきのう）

生産機能、商業機能など人間が形成した社会的機能を総称したものである。一般的には、中枢管理機能など高次の機能を意識して用いられることが多い。

## 職住分離（しょくじゅうぶんり）

職場と住居が一定以上離れていること。

## 所有者不明土地（しょゆうしゃふめいとち）

不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお、所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地のこと。具体的には、所有者の探索を行う者の利用できる台帳が更新されていないなどの理由により、所有者（登記名義人が死亡している場合は、その相続人）の特定を直ちに行なうことが難しい土地や、登記名義人が死亡しており、その相続人を特定できたとしても、相続人が多数となっている土地など様々なケースを含む。

## 人為改廃（じんいかいはい）

宅地開発や植林などにより、その土地での作物の栽培が困難となることをいう。

## 新型コロナウイルス（しんがたころなういるす）

令和元（2019）年末頃から中国において流行が始まったと推定されている新型感染症（COVID-19）の病原体ウイルス（SARS-CoV-2）のこと。わずか数か月で世界中に拡大し、我が国をはじめ多くの国や地域で感染者の増加が続いている。無症状から重度の肺炎まで症状の幅が広く、無症状者による無意識のウイルス拡散が感染収束を困難にしている原因の一つと考えられている。また発病当初は軽症であっても、急速な症状の悪化を経て、重篤な場合は死に到ることから、感染者には適切な医療介入を要するが、未知の部分が多く、有効な治療法は確立されていない。主な感染経路は飛沫感染と考えられ、感染防止に有効な手段は人ととの接触回避や距離の確保であるとされる。

## 人口（じんこう）

当該地域に存在する人の数で、単に人口といった場合、常住人口（夜間人口）を指す。

例えば、国勢調査の場合、調査実施時に当該地域の住居に3か月以上にわたって居住しているか、又は3か月以上住むことになっている人口をいう。通勤、通学等によって一時的に他地域に存在することになる人々も住居の存在する地域の常住人口とされる。

## 人口集中地区（D I D）（じんこうしゅうちゅうちく）

国勢調査の結果に基づき、その基本単位区及び調査区を基礎単位として用い、市町村の境域内で人口密度の高い基本単位区等調査区（原則として人口密度が1km<sup>2</sup>当たり約4,000人以上）が隣接し連携した区域全体の人口が5,000人以上となる区域をいう。

## 震災遺構（しんさいいこう）

1 東日本大震災が原因で倒壊した建物などを、震災が起きたという記憶や教訓を次世代に伝えるために、取り壊さず保存したもの。本県では東日本大震災により被害を受けた公共施設等を保存し、震災を伝承する取組が進められている。

5 **震災復興祈念公園（しんさいふっこうきねんこうえん）**

6 東日本大震災の経験を後世に伝え、犠牲者への追悼を行う場を設けるとともに、被災地域の  
7 復興の象徴として設置された公園。国、県及び市町村が設置するもの（岩手、宮城、福島の各  
8 県1か所）と、市町村が設置するものがある。

10 **森林（しんりん）**

11 一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）であるが、宮城県国土利  
12 用計画では、森林法にいう国有林と民有林の合計である。なお、現在木竹が生育していない  
13 も、将来的に木竹の集団的生育に供される土地（例えば植林前の伐採跡地）は森林に含まれる  
14 一方、農地や宅地等にある樹林地は森林に含まれない。

16 **森林環境譲与税（しんりんかんきょうじょうよぜい）**

17 国から市町村及び都道府県に譲与される税であり、森林の整備及びその促進に関する施策な  
18 どに用いることとされている。

20 **森林經營管理法（しんりんけいえいかんりほう）**

21 経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な管理や経営を促すため市町村が仲  
22 介役となって森林所有者と林業経営者をつなぎ、経営や管理の責務を明確化すること等を規定  
23 した法律もの。森林所有者から経営管理の委託を受けた森林のうち適さないものは、市町村が  
24 自ら市町村森林經營管理事業を実施する。

26 **森林限界（しんりんげんかい）**

27 高木が生息できず森林を形成できない限界線のこと。本県では主に奥羽山脈沿いの標高の高  
28 い地域に限界線がある。

30 **森林資源（しんりんしげん）**

31 資源としてみた場合の森林をいう。物的存在としての森林に対し、森林資源とは、原料・材  
32 料をはじめ保健休養、森林環境教育など人間にとての利用価値の意味を込めた用語。

34 **水系（すいけい）**

35 地表の水の流れの系統である。河川の本流及び支流に加え、人工的に開削された水路、運河  
36 等も含む流域全域にわたる網の目のような水流組織をいう。

38 **水面・河川・水路（すいめん・かせん・すいろ）**

39 一般的には、陸域において通年水面のみられる部分であるが、宮城県国土利用計画において  
40 は、水面は湖沼（天然湖沼及び人造湖）とため池の満水時の水域部分、河川は河川法（昭和  
41 39年法律第167号）による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域、水路は農業用  
42 用排水路としている。

44 **スポンジ化（すぽんじか）**

1 都市において、空き地や空き家など小さな敷地単位の低未利用地が不規則に多数発生し、全  
2 体としてスポンジのように都市の密度が低下すること。生活機能の低下や住環境の悪化につな  
3 がると懸念されている。

4

### 5 **スマートシティ（すまーとしてい）**

6 國土交通省の定義では「都市の抱える諸課題に対して、ＩＣＴ等の新技術を活用しつつ、マ  
7 ネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市また  
8 は地区」を指す。我が国では、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省が中核となり、スマ  
9 トシティの取組を官民連携で加速するため「スマートシティ官民連携プラットフォーム」を設  
10 立し、モデル事業の選定等が行われている。

11

### 12 **スマート農業（すまーとのうぎょう）**

13 ~~ロボット技術やＩＣＴを活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進している新  
14 たな農業のこと。（→削除し「アグリテック」として追加。）~~

15

### 16 **スマイルソーター（すまいるさぼーたー）**

17 本県が認定する、ボランティアで道路や河川などの清掃や緑化作業を行い、良好なまちづく  
18 りに積極的に取り組む個人や団体のこと。

19

### 20 **生活環境（せいかつかんきょう）**

21 日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、  
22 我々の日常生活を取り巻く環境をいう。

23

### 24 **生活関連施設（せいかつかんれんしせつ）**

25 学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、  
26 食堂等の消費施設、交通施設その他の都市基盤施設をいう。

27

### 28 **整序化（せいじょか）**

29 さまざまな手法を活用し、農地や宅地等の集積・再配置などを行うこと。

30

### 31 **生態系（せいたいけい）**

32 生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系として捉えたもの。生物群集と無機的環境と  
33 が織りなす物質系の概念。

34

### 35 **生態系ネットワーク（せいたいけいねっとわーく）**

36 保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、ラムサール条約等の国  
37 際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川及び海  
38 とそれらの中に分布する湿原・干潟・藻場等が有機的に繋がっている状態をいう。これを形成  
39 することが自然の保全・再生を図るための手法の一つとなっている。

40

### 41 **生物多様性（せいぶつたようせい）**

42 生物多様性条約では、すべての生物の間の変異性と定義し、生態系の多様性、種間（種）の  
43 多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。例えば、

「生物多様性」を「つながり」と「個性」という2つの言葉に言い換えてみると理解がしやすくなるが、「つながり」は、生物間の食べる一食べられるといった関係からみた食物連鎖や生態系のつながり、生態系間のつながりなどを表している。

また、長い進化の歴史を経た世代を超えたもののつながり、日本と世界、地域と地域、流域など、スケールの異なるさまざまなつながりもある。「個性」は、同じ種であっても、個体がそれぞれ少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の自然や風景があり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成していることである。

## 世界農業遺産（せかいのうぎょういさん）

世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、国際連合食糧農業機関（F A O）が認定する制度。我が国では本県大崎地域を含む11か所が認定されている。

## 世帯（せたい）

住居と生計を共にするか異にするかという観点からみた人間集団の単位をいう。一般世帯と施設等の世帯に区分される。

## その他の宅地（そのたのたくち）

宮城県国土利用計画では、宅地のうち住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない土地をいう。事務所、店舗用地や家屋面積の10倍を超える部分の宅地等がこれに含まれる。

## 粗放的管理（そほうてきかんり）

人口の減少により、今後すべての土地を管理することは困難であるとの考え方から、土地の放置により発生する悪影響が無視できるレベルに小さい場合には、必要最小限の管理（土地を放置し、悪影響の定期的な把握等のみを行う管理）を行うこと。

## ＜タ行＞

## 大規模集客施設（だいきぼしゅうきゃくしせつ）

都市計画法の特定大規模建築物と同義。床面積1万m<sup>2</sup>超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等を指す。

## 大区画化（だいくかくか）

複数の区画に細分化された土地を集約・整形して大型の区画を創出することにより、敷地の一体的利用と公共施設の再編を図るもの。

## 太陽光発電施設（たいようこうはつでんしせつ）

太陽光を電気に変換するための施設（太陽光パネル等）及びその附属施設。

## 高盛土（たかもりど）

防潮堤の背後にある道路などを盛土構造にし、内陸部の津波被害を軽減する方法。

## 宅地（たくち）

一般的には住宅地の意味で用いられることもあるが、宮城県国土利用計画における宅地とは、土地登記上宅地とされた土地、すなわち、建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために

必要な土地をいう。したがって、住宅地以外に、工業用地、事務所用地、店舗用地等が含まれる。

#### **多重防護（たじゅうぼうぎよ）**

数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波に対しては、防潮堤などの一線堤で防護し、それ以上の防潮堤を越えてくる最大クラスの津波に対しては、防潮堤背後の道路などを盛土構造にして津波を減衰させ、津波被害の軽減を図ろうとするもの。

#### **脱炭素社会（だつたんそしゃかい）**

地球温暖化の原因となっている温室効果ガス排出量を、排出抑制や吸収源対策を行うことで実質ゼロにすることを目指す社会。温室効果ガスの多くは二酸化炭素であるため、二酸化炭素の排出量が少ない社会を構築することが重要となっている。

#### **多面的機能（ためんてききのう）**

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。宮城県国土利用計画では主に農地における機能として整理しているが、森林のもつ同様の機能についても「公益的機能」という表現と併せて用いられる。

#### **地域コミュニティ（ちいきこみゅにてい）**

住民同士のつながりや集まりのこと。

#### **地域材（ちいきざい）**

一定の地域内（必ずしも同一県内に限らない。）において生産及び加工される木材のこと。

#### **地域資源（ちいきしげん）**

土地、水、自然等の国土資源を地域レベルで捉え直したものに、人的資源、伝統文化、地域の農林水産物等を加えたもの。

#### **地域福利増進事業（ちいきふくりぞうしんじぎょう）**

所有者不明土地を、公園の整備といった地域のための事業に利用することを可能とする制度。地方公共団体だけでなく、民間企業やN P Oなど、誰でも都道府県知事に裁判を申請し、使用権を取得して事業を行うことができる。

#### **地域防災拠点（ちいきぼうさいきよてん）**

災害時に災害対策活動の拠点となる施設のうち、地域レベルのもの。

#### **小さな拠点（ちいさなきよてん）**

小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している買い物や医療・福祉など様々な生活サービスや地域活動の場を歩いて行ける範囲（基幹集落）に集め、各集落との交通手段を確保することによって、車が運転できない高齢者などにあっても一度に用事を済ませられる生活拠点をつくり、地域の生活サービスを維持していくこうという仕組み。

1  
2 **治山施設（ちさんしせつ）**

3 土砂崩壊や土砂流出、地すべり等を防止するために設置される堰堤等の施設。  
4

5 **治水施設（ちすいしせつ）**

6 洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持  
7 増進するための堤防、ダム、砂防施設等。

8 **地籍調査（ちせきちょうさ）**

9 每筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行  
10 い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。

11 **地方創生（ちほうそうせい）**

12 東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とする一連の政策。本県ではまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく「宮城県地方創生総合戦略」を平成27年に策定し、令和3年度からは新ビジョンに統合の上、推進している取り組みを行っている。

13 **低炭素社会（ていさんしゃかい）**

14 生活の豊かさの実感と温室効果ガス排出削減が同時に達成できる社会。具体的には、社会の  
15 隅々まで環境に対する配慮と技術が浸透し、従来からの技術や新しい革新的技術の普及により、  
16 環境保全と両立しながら豊かな生活と経済成長が確保できる社会。

17 **低未利用地（ていみりようち）**

18 土地利用がなされていないもの又は個々の土地の立地条件に対して必ずしも有効な土地利用  
19 がなされていないものをいう。具体的には、住宅、工場跡地等の空き地や耕作放棄地が挙げられる。

20 **都市（とし）**

21 人々が密集して生活及び生産活動を展開している地域。

22 宮城県国土利用計画では、おおむね市街地（人口集中地区）及び計画期間中に市街地化すると考えられる地域を想定して用いている。

23 **都市構造（としこうぞう）**

24 都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物等から構成される形態構造、都市の内部地  
25 域、外縁地域、管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域等から構成される機能地域構造  
26 など都市の空間的な地域構造をいう。

27 **都市的土地区画整理事業（としきてきとくくかくせいじぎょう）**

28 住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用  
29 をいう。

30 **都市福利施設（としふくりしせつ）**

31 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の「都市福利施設」と同義で  
32 あり、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市の居住者等の共同の福祉又は利便

1 のため必要な施設をいう。

## 2 土壌汚染調査（どじょうおせんちょうさ）

3 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条又は第4条に基づき、使用が廃止された  
4 有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地又は土壌汚染による健康被害が生ずる  
5 おそれがある土地において行う土壌の特定有害物質による汚染の状況に関する調査。土地所有  
6 者等（所有者、管理者又は占有者）が、環境大臣指定の調査機関に依頼して行うこととされて  
7 いる。

## 8 土地基本調査（とちきほんちょうさ）

9 我が国の土地の所有・利用構造を総合的に把握するため、土地基本法に基づき行われる全国  
10 の法人及び世帯を対象とする大規模な統計調査。

11 本調査により、全国の法人や世帯の土地の所有や利用の状況、土地所有者の属性、土地取得  
12 時期、取得方法等が明らかにされている。

## 13 土地の高度利用（とちのこうどりよう）

14 都市部において土地の有効利用を指すものであり、都市計画法第9条に「用途地域内の市街  
15 地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率  
16 の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに  
17 壁面の位置の制限を定める地区」として高度利用地区が定められている。

## 18 土地利用基本計画（とちりょうきほんけいかく）

19 国土利用計画法第9条により、個別規制法に基づき策定される諸計画に対する上位計画とし  
20 て、また総合的かつ広域的見地に立って取引段階から利用区分に応じた規制と誘導を行うた  
21 め、都道府県が定めるもの。土地利用基本計画は、都道府県の区域について、都市地域、農  
22 業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域に区分し、担当部局が一元的に管  
23 理・運営することで、総合的かつ計画的な都道府県土の利用が図られる。

## 24 トレードオフ（トレードオフ）

25 ~~一方を追求すると一方を犠牲にすることになる二律背反の状態にあること。~~

## 26 <ナ行>

## 27 内水氾濫（ないすいはんらん）

28 豪雨時に河川や水路から水が溢れるのではなく、住宅地や農地の側に雨水がたまって氾濫す  
29 ることを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。

## 30 内陸部（ないりくぶ）

31 本計画において、県内市町村のうち仙台市（青葉区・太白区・泉区）、白石市、角田市、登米  
32 市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森  
33 町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の3区、20市町村をいう。

34 （⇒沿岸部）

## 35 南海トラフ地震（なんかいとらふじしん）

1 駿河湾から日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝  
2 状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、この地域で発生する海溝型の地震を南海ト  
3 ラフ地震と呼ぶ。東日本大震災と同様のメカニズムで発生するため、地震と共に大規模な津波  
4 の発生が想定されている。

5 過去におおむね100～150年の周期で発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南  
6 海地震（昭和19年）及び昭和南海地震（昭和21年））が発生してから70年以上が経過して  
7 いるため、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっており、被害が想定される地域では、様々  
8 な防災の取組が進められている。

## 10 二次的自然（にじてきしぜん）

11 人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然であ  
12 り、農林業的土地利用が行われている地域の自然がその代表的なものである。

## 14 熱環境改善（ねつかんきょうかいぜん）

15 緑地・水面等を効率的に配置することにより、ヒートアイランド現象を改善すること。

16 なお、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆に伴う自然的な土地  
17 の被覆の減少、冷暖房等の人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域  
18 の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びそ  
19 の周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている  
20 状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

## 22 農業生産基盤（のうぎょうせいさんきばん）

23 農業生産に必要な農地、農業用用排水施設、農道等の固定資本（土地に固定された施設の蓄  
24 積）をいう。

## 26 農業用用排水路（のうぎょうようようはいすいろ）

27 農業用水を供給し、排水するための水路。かんがい時には堰<sup>せき</sup>上げにより水位を上昇させ、排  
28 水時には堰<sup>せき</sup>を外し、水位を下げるなど水位をコントロールしながら同一の水路を用水、排水両  
29 方に用いる場合と、用水、排水を分離してそれぞれ専用の水路を用いる場合がある。

## 31 農山漁村（のうさんぎょそん）

32 自然的地域のうち、人為的な影響が強く、また、恒常的であるため、自然の循環システムが  
33 やや変節した形で機能している地域をいう。また、この場合、住宅が密集している集落等も農  
34 山漁村に含まれる。

## 36 農地（のうち）

37 広義には農業に用いる土地全般を指すが、宮城県国土利用計画では農地法第2条第1項の農  
38 地、すなわち耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含み、作物統計において「田」及び  
39 「畠」とされているものをいう。

## 41 農地集積・集約（のうちしゅうせき・しゅうやく）

42 農業の競争力強化等のため、「所有」、「借入」等により農地を担い手に集め經營耕地面積を  
43 拡大すること（集積）。さらに、担い手が連續して作業可能となるように農地をまとめ面的集  
44 積を進める（集約）。

1  
2 **農地中間管理事業（のうちちゅうかんかんりじぎょう）**

3 農地中間管理機構が農地所有者と農業経営者の間に立ち、農地の中間的な受け皿となって賃  
4 借を進めることにより、担い手への農地集積・集約化を図る事業。

5  
6 **農道（のうどう）**

7 農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路。宮  
8 城県国土利用計画では、ほ場内農道及びほ場外で「市町村道路台帳」に記載された農道を指す。

9  
10 <ハ行>

11  
12 **バイオマス（ばいおます）**

13 再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとして  
14 は、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。  
15 主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利  
16 用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化など  
17 のエネルギー利用もある。

18  
19 **ハザードマップ（はざーどまっぷ）**

20 洪水をはじめ、地震、津波、土砂災害などの災害発生が予想される危険区域を示した地図の  
21 総称をいう。

22  
23 **氾濫原（はんらんげん）**

24 河川の氾濫や河道の移動により形成された平野で、洪水時に浸水する部分。主に河川堆積物  
25 により形成される。

26  
27 **非可住地域（ひかじゅうちいき）**

28 災害リスクが大きいなど居住可能な条件を失った地域。

29  
30 **文教施設（ぶんきょうしせつ）**

31 学校、図書館など国民の教育、文化の向上に資する施設をいう。

32  
33 **閉鎖性水域（へいさせいすいいき）**

34 湖沼・内湾・内海など水の出入りが少ない水域。一般に水質汚濁が進行しやすい。

35  
36 **保安林（ほあんりん）**

37 水源のかん養など特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって  
38 指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

39  
40 **防災拠点（ぼうさいきょてん）**

41 災害時に災害対策活動の拠点となる施設。国レベルの施設である広域防災拠点から、自主防  
42 災組織のための防災センター等まで、対象とする範囲により様々な形態がある。

43  
44 **防災集団移転（ぼうさいしゅうだんいてん）**

1 災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内  
2 にある住居の集団移転のこと。

3

#### 4 防災林（ぼうさいりん）

5 森林の防災機能を利用し災害防止の役割を課した森林で、保安林のうち、特に水害防備林、  
6 なだれ防止林、防潮林、防風林、飛砂防備林、防霧林などの局所防災的なもの。

7

#### 8 <マ行>

9

#### 10 街並み景観（まちなみけいかん）

11 地形や自然環境、建築物、街路等の街並みの構成要素が総体として生み出す外観をいう。

12

#### 13 水環境（みずかんきょう）

14 水を中心とした環境をいう。水質、水量、水生生物及び水辺地を含む概念であり、この場  
15 合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。

16

#### 17 水資源開発（みずしげんかいはつ）

18 通年、安定的に供給できる水の量を増加させることをいう。ダムや河口堰等により貯水池を  
19 作り、そこに貯めた水を降水の少ない時期に放流して水供給の安定化を図ることから、これら  
20 の施設及び貯水池のための用地が必要となる。

21

#### 22 水辺空間（みずべくうかん）

23 川辺、湖畔、海岸など水際の空間をいう。

24

#### 25 みなし仮設住宅（みなしかせつけいじゅうたく）

26 東日本大震災発生直後に、災害救助法（昭和22年法律第118号）に規定する「応急仮設  
27 住宅」の一種として、民間賃貸住宅を借り上げて供与したもの、及び他の災害発生時にこれと  
28 同様の方法により供与した仮設住宅のこと。現在は、新たに建設して供与する応急仮設住宅を  
29 「応急建設住宅」、賃貸住宅の居室を借り上げて供与する応急仮設住宅を「応急借上げ住宅」と  
30 呼称するのが一般的。

31

#### 32 みやぎ森林保全協力員（みやぎしんりんほぜんきょうりょくいん）

33 県が委嘱し、保安林等の森林巡視活動を行うボランティアのこと。

34

#### 35 みやぎバットの森（みやぎばっとのもり）

36 東北楽天ゴールデンイーグルスの誕生を受けて開始した植樹活動で、バットの原料となるア  
37 オダモ等の苗木を植えることから「みやぎバットの森植樹祭」の名称で実施している（県、市  
38 町村、公益社団法人宮城県緑化推進委員会の共催事業）。企業から苗木の提供を受け、地元のス  
39 ポーツ少年団等と共に植樹活動を行い、あわせて楽天野球団主催の野球教室を開催する等、本  
40 県の特徴を活かし、住民・企業・行政が協働で行う緑化活動として定着している。

41

#### 42 無電柱化（むでんちゅうか）

43 道路の安全性・快適性の確保や良好な景観形成などのため、道路上の電柱を撤去すること。

1 無電柱化の手法は、電線類を地中へ埋設する地中化方式と、建物の軒下等を活用して電線類の  
2 配線を行う軒下配線などの地中化方式以外がある。

4 **面源負荷（めんげんふか）**

5 汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりを有する市街地、農地、森林等から  
6 の負荷。

8 **目標年次（もくひょうねんじ）**

9 計画の最終目標を設定した年次。

11 <ヤ行>

13 **野生鳥獣被害（やせいちょうじゅうひがい）**

14 野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境などへの被害。近年は、ニホンジカやイノシ  
15 シなど一部の鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大により、農作物や森林への被害だけでなく、  
16 希少な植物等の食害など、生態系への影響も顕著になっている。また、鳥獣による人身事故や  
17 交通事故などの生活環境への被害も見られている。さらに、ニホンジカの採食圧がもたらす下  
18 層植生の消失が森林の持つ水源かん養や国土保全等の公益的機能を低下させ、災害を引き起こ  
19 す懸念も指摘されている。

21 **優良農地（ゆうりょうのうち）**

22 土地生産力が高く、かつ、少なくとも数10ha以上の規模で集団化していく労働生産性の向  
23 上に期待が持てる農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地をいう。

25 **ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）**

26 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無等にかかわらず、最初からで  
27 きるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

29 <ラ行>

31 **ライフライン（らいふらいん）**

32 「生活の幹線、すなわち都市生活を営む上での命綱」(Duke, 1975)と定義されるものであり  
33 ①公共性が高い、②システムやネットワークが形成されている、③物資・情報等の伝達機能を  
34 有している等の特徴を有している。

35 具体的には、電気、ガス、上下水道、交通及び通信といった狭義の施設とこれらに工業用水  
36 道、廃棄物等の処理システム、農業用ため池、空港等を加えた広義の施設があるが、宮城県国  
37 土利用計画では、主として狭義の施設を対象としている。

39 **ラムサール条約（らむさーるじょうやく）**

40 正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。国際的に重要な湿  
41 地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するため、条約を締結した各国が領域内にあ  
42 る国際的に重要な湿地を1か所以上指定し登録するとともに、湿地の保全及び賢明な利用促進  
43 のために各締約国がとるべき措置等を規定している。本県の指定地域は伊豆沼・内沼など4か  
44 所。

- 1
- 2 **流域（りゅういき）**
- 3 集水域と同義であり、水系を取り囲む分水嶺で区画された範囲をいう。
- 4
- 5 **緑地（りょくち）**
- 6 樹林地、草地、水辺地等が単独で、又は一体となって、良好な自然環境を形成しているもの  
7 をいう。
- 8
- 9 **緑地帯（りょくちたい）**
- 10 環境保全等を目的として道路沿いや空港周辺等に設置されている一群の樹林地をいう。
- 11
- 12 **緑地・水辺景観（りょくち・みずべけいかん）**
- 13 緑地景観とは、都市公園、都市近郊林等の緑を中心とした空間により形成される景観をいう。
- 14 また、水辺景観とは、河川等の水辺を中心とした空間により形成される景観をいう。
- 15
- 16 **林道（りんどう）**
- 17 林産物の輸送など、森林の管理・経営の改善のために、森林の内外を通じて築設された道路。
- 18 宮城県国土利用計画では、国有林道及び民有林道のうち、林道規程（昭和48年4月1日付け  
19 48林野道第107号林野庁長官通達）第4条の自動車道。
- 20
- 21 **レクリエーション用地（れくりえいしょんようち）**
- 22 県民のレクリエーション活動に供される土地。宮城県国土利用計画では、観光白書の「公的  
23 観光レクリエーション地区」、「公的観光レクリエーション施設」及び「民間観光レクリエーシ  
24 ョン施設」を用いている。
- 25
- 26 **路網（ろもう）**
- 27 森林内にある公道、林道、作業道の総称又はそれら適切に組み合わせたもののこと。

# 宮城県国土利用計画（第六次）参考資料

## 目 次

1 県土の利用区分ごとの規模の目標	46
(1) 県土の利用区分の定義一覧	46
(2) 三地域区分図	49
(3) 人口・一般世帯数の推移と見通し	50
(4) 利用区分ごとの規模の目標	51
(5) 地域別の利用区分ごとの規模の目標	52
(6) 第五次計画と第六次計画の対比	53
(7) 県計画と全国計画の対比	54
2 県土の利用区分ごとの関係指標の推移と目標	55
(1) 農地	55
(2) 森林	55
(3) 水面・河川・水路	56
(4) 道路	57
(5) 宅地	58
3 宮城県国土利用計画（第六次）策定の経緯	59

## 1 県土の利用区分ごとの規模の目標

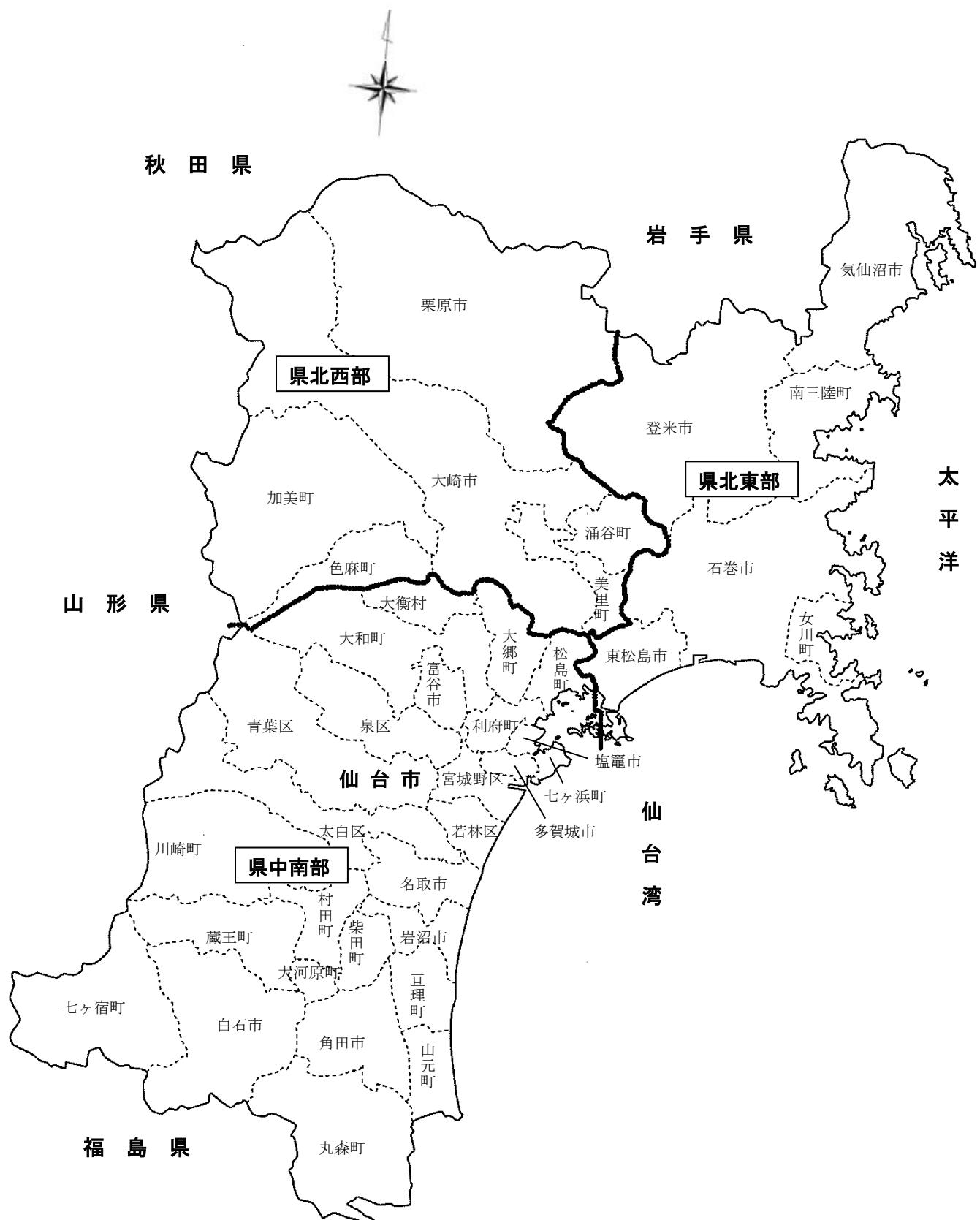
### (1) 県土の利用区分の定義一覧

利 用 区 分	定 義	把 握 方 法
1 農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であつて畦畔を含む。	「耕地及び作物統計（農林水産省）」の耕地面積のうち「田」及び「畠」の合計。
2 森林	<p>国有林と民有林の合計。 なお、林道面積は含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有林  <b>イ 林野庁所管国有林</b>            森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁が所管する森林。</li> <li>□ 官行造林地            公有林野等官行造林法に基づき国が造林した分収林。</li> <li>ハ その他省庁所管国有林            森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁所管以外の森林。</li> <li>・ 民有林            森林法第2条第1項に定める森林であつて、同条第3項に定めるもの</li> </ul>	東北森林管理局照会 「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」（うち、林道及び貸地内の放牧採草地の面積を除く。）の合計である。 東北森林管理局照会 「国有林野事業統計書」にいう「林地」及び「林地以外」の合計である。 関係地方行政機関照会  県林業振興課照会 地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林の合計である。
3 原野等 (原野、採草放牧地)	農地法第2条第1項に定める採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの）と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林（ただし林野庁所管分に限る）を除いた面積の合計。	「森林以外の草生地（合計） <sup>1</sup> 」－「森林以外の草生地（国有のうちの林野庁） <sup>1</sup> 」+「採草放牧地（国有林野貸付使用地） <sup>2</sup> 」  ※1 「世界農林業センサス」又は「農林業センサス」により求める。 ※2 「国有林野事業統計書」による。
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計。	
(1) 水面	<p>湖沼（天然湖沼及び人造湖）並びにため池の満水時の水面。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天然湖沼            面積 10ha 以上の天然湖沼を対象とする。</li> <li>・ 人造湖            堤高 15m 以上のダムで、隔年4月1日時点で竣工しているものを対象とする。</li> <li>・ ため池            堤高 15m 未満の農業用ため池であ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100ha 以上：「全国都道府県市区町別面積調」（国土地理院）の「湖沼面積」による。</li> <li>・ 10ha 以上 100ha 未満：「第4回自然環境保全基礎調査湖沼調査報告書」（環境省）（図測等により補完）</li> </ul> <p>「ダム年鑑」（（財）日本ダム協会）の湛水面積（図測等により一部補完）による。</p> <p>「ため池台帳」（県農村振興課）</p>

利用区分	定義	把握方法
(2) 河川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。	河川現況調査及び河川管理総括資料を基に、河川改修実績等による変化量を加減（県河川課照会）。
(3) 水路	農業用排水路である。	以下の算式により面積を算出。 水路面積 = (整備済水田面積×整備済水田の水路率) + (未整備水田面積×未整備水田の水路率)
<b>5 道路</b>	一般道路、農道及び林道の合計。	
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路。	「道路統計年報」の基礎資料（県道路課）。
(2) 農道	ほ場内農道及びほ場外農道の合計。	ほ場内農道面積及びほ場外農道面積は、以下の算式により算出。 <b>○ ほ場内農道面積</b> 水田地域におけるほ場内農道面積 (A) + 畑地域におけるほ場内農道面積 (B) A = (整備済水田面積×整備済水田の農道率) + (未整備水田面積×未整備水田の農道率) B = (整備済畠面積×整備済畠の農道率) + (未整備畠面積×未整備畠の農道率) <b>○ ほ場外農道面積</b> 一定要件農道の延長×一定幅員
(3) 林道	国有林林道及び民有林林道の合計のうち、林道規定第4条の自動車道を対象とする。	国有林林道及び民有林林道の延長に一定幅員を乗じて面積を算出。 <b>○ 国有林林道の延長</b> 「国有林野事業統計書」における自動車道の延長。 <b>○ 民有林林道の延長</b> 「森林・林業統計要覧」の民有林の延長。
<b>6 宅地</b>	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地。	「固定資産の価格等の概要調書」の宅地の評価総地積に非課税地積を加えたもの（村落地区については、地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正量を推計し、加える。）。
(1) 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村	○ 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積（村落地区については地籍調査進捗状況、地籍調査実施前後の宅

利 用 区 分	定 義	把 握 方 法
	営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。	<p>地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加える。）。</p> <p>○ 公営住宅用地及び公務員住宅用地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>都道府県営住宅用地</b>：「財産現在高明細書」（県管財課）</li> <li>・ <b>市町村営住宅用地</b>：県市町村課照会</li> <li>・ <b>国家公務員住宅用地</b>：国有財産情報公開システム（財務省HP）</li> <li>・ <b>県職員住宅用地</b>：「財産現在高明細書」（県管財課）</li> <li>・ <b>市町村職員住宅用地</b>：各市町村照会</li> </ul>
(2) 工業用地	従業員4人以上の事業所敷地面積。	<p>○ 従業員30人以上の事業所敷地面積 「工業統計調査」の事業所敷地面積（県統計課）</p> <p>○ 従業員4人以上29人以下の事業所敷地面積 以下の算式により算出。 (従業員30人以上事業所の敷地面積) × (従業員4人以上29人以下事業所の製造品出荷額等) ÷ (従業員30人以上事業所の製造品出荷額等)</p>
(3) その他の宅地	「住宅地」及び「工業用地」のいずれにも該当しない宅地（事務所用地、店舗用地等）。	「宅地」から「住宅地」及び「工業用地」を差し引いた面積。
7 その他	県土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの。	
8 県土面積		「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）
9 市街地	国勢調査における「人口集中地区(DID)」である（市町村の区域内で人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の調査区がたがいに隣接して、その人口が5,000人以上となる地域である。）。	国勢調査

(2) 三地域区分図



### (3) 人口・一般世帯数の推移と見通し

#### ① 人口

区分	平成29年	令和13年	構成比		伸び率 R13/H29
			平成29年	令和13年	
全 県	千人 2,322	千人 2,124	% 100.0	% 100.0	△ 8.5
中 南 部 地 域	1,706	1,614	73.5	76.0	△ 5.4
北 西 部 地 域	270	231	11.6	10.9	△ 14.4
北 東 部 地 域	346	279	14.9	13.1	△ 19.4

資料：県統計課「宮城県推計人口（年報）（平成29年10月1日現在）」  
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（各年推計）」を参考に算出

#### ② 一般世帯数

区分	平成27年	令和13年	伸び率	
			R13/H27	%
全 県	千世帯 943	千世帯 936	△ 0.7	

資料：総務省統計局「平成27年国勢調査（平成27年10月1日現在）」  
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（平成31年4月  
 推計）」を参考に算出

(4) 利用区分ごとの規模の目標

(単位 : ha, %)

利用区分	平成29年	令和13年	構 成 比		増減 (H29～R13)	R13/H29	年平均 増減率	(参考) 実績	
			H29	R13				増減 (H25～H29)	年平均 増減率
農 地	127,752	121,759	17.6	16.7	△ 5,993	△ 4.7	△ 0.3	△ 1,961	△ 0.4
田	105,523	101,758	14.5	14.0	△ 3,765	△ 3.6	△ 0.3	△ 217	△ 0.1
畑	22,229	20,001	3.1	2.7	△ 2,228	△ 10.0	△ 0.8	△ 1,744	△ 1.9
森 林	414,487	411,581	56.9	56.5	△ 2,906	△ 0.7	△ 0.1	△ 1,981	△ 0.1
原 野 等	3,755	3,755	0.5	0.5	0	0.0	0.0	52	0.3
水面・河川・水路	32,886	33,085	4.5	4.5	199	0.6	0.0	287	0.2
水 面	6,178	6,205	0.8	0.8	27	0.4	0.0	210	0.9
河 川	20,170	20,204	2.8	2.8	34	0.2	0.0	1	0.0
水 路	6,538	6,676	0.9	0.9	138	2.1	0.1	76	0.3
道 路	33,477	35,375	4.6	4.9	1,898	5.7	0.4	1,278	1.0
一般道路	24,156	25,700	3.3	3.5	1,544	6.4	0.4	1,156	1.2
農 道	7,556	7,670	1.1	1.1	114	1.5	0.1	95	0.3
林 道	1,765	2,005	0.2	0.3	240	13.6	0.9	27	0.4
宅 地	47,922	48,421	6.6	6.6	499	1.0	0.1	2,719	1.5
住 宅 地	28,956	29,226	4.0	4.0	270	0.9	0.1	1,735	1.6
工 業 用 地	2,675	2,839	0.4	0.4	164	6.1	0.4	24	0.2
その他の宅地	16,291	16,356	2.2	2.2	65	0.4	0.0	960	1.5
そ の 他	67,943	74,364	9.3	10.2	6,421	9.5	0.6	△ 752	△ 0.3
合 計	728,222	728,340	100.0	100.0	118	0.0	0.0	△ 358	0.0
市 街 地	25,707	23,577	—	—	△ 2,130	△ 8.3	△ 0.6	1,416	1.4

(5) 地域別の利用区分ごとの規模の目標

(単位:ha, %)

利用区分	県 中 南 部 地 域						県 北 西 部 地 域						県 北 東 部 地 域						県 北 東 部 地 域									
	平成29年		令和13年		構成比 (H29-R13)		増減 (R13-H29)		年平均 増減率 (R13/H29)		平成29年		令和13年		構成比 (H29-R13)		年平均 増減率 (R13/H29)		平成29年		令和13年		構成比 (H29-R13)		年平均 増減率 (R13/H29)			
	H29	R13	H29	R13	H29	R13	H29	R13	H29	R13	H29	R13	H29	R13	H29	R13	H29	R13	H29	R13	H29	R13	H29	R13	H29	R13		
農地	41,537	39,249	13.0	12.3	△ 2,288	△ 5.5	△ 0.4	53,743	52,041	23.1	22.3	△ 1,702	△ 3.2	△ 0.2	32,472	30,469	18.5	17.4	△ 2,003	△ 6.2	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.1	△ 0.5		
森林	187,835	186,072	58.7	58.1	△ 1,763	△ 0.9	△ 0.1	128,749	128,330	55.3	55.1	△ 419	△ 0.3	0.0	97,903	97,179	55.8	55.4	△ 724	△ 0.7	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0		
原野等	1,646	1,646	0.5	0	0.0	0.0	0.0	1,597	1,597	0.7	0.7	0	0.0	0.0	512	512	0.3	0.3	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
水面・河川・水路	11,832	11,943	3.7	3.7	81	0.7	0.0	11,471	11,555	4.9	5.0	84	0.7	0.1	9,553	9,587	5.4	5.5	34	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
道路	15,563	16,392	4.9	5.1	829	5.3	0.4	9,168	9,601	3.9	4.1	433	4.7	0.3	8,746	9,382	5.0	5.3	636	7.3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
宅地	27,652	28,064	8.6	8.7	412	1.5	0.1	9,996	10,023	4.3	4.4	27	0.3	0.0	10,274	10,334	5.9	5.9	60	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
住宅地	16,114	16,381	5.0	5.1	267	1.7	0.1	6,700	6,700	2.9	0	0.0	0.0	0.0	6,142	6,145	3.5	3.5	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
工業用地	1,602	1,691	0.5	0.5	89	5.6	0.4	621	640	0.3	0.3	19	3.1	0.2	452	508	0.3	0.3	56	12.4	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
その他宅地	9,936	9,992	3.1	3.1	56	0.6	0.0	2,675	2,683	1.1	1.2	8	0.3	0.0	3,680	3,681	2.1	2.1	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
その他	33,925	36,670	10.6	11.5	2,745	8.1	0.6	18,155	19,732	7.8	8.5	1,577	8.7	0.6	15,865	17,964	9.0	10.2	2,099	13.2	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	320,020	320,038	100.0	100.0	18	0.0	0.0	232,879	232,879	100.0	100.0	0	0.0	0.0	175,325	175,425	100.0	100.0	100	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
市街地	21,974	20,894	—	—	△ 1,080	△ 4.9	△ 0.4	786	566	—	—	△ 220	△ 28.0	△ 2.3	2,947	2,117	—	—	△ 830	△ 28.2	△ 2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注 (1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

(2) その他は、文教施設用地等の公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地等であり、今回から太陽光発電施設用地を含んでいます。

(3) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。なお、平成29年欄の市街地面積は、平成27年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(4) 端数の都合により、合計が内訳と一致しない場合がある。

(6) 第五次計画と第六次計画の対比

利用区分	第六次計画						第五次計画					
	平成29年		令和13年		構成比		平成19年		平成25年		令和2年	
	H29	R13	H29	R13	(R13-H29)	増減率(R13/H29)	ha	%	ha	%	ha	%
農地	ha	ha	121,759	17.5	16.7	△ 5,993	ha	%	129,713	128,586	17.8	17.6
森林	414,487	411,581	56.9	56.5	△ 2,906	△ 0.7	416,145	416,468	414,762	57.1	57.2	56.9
原野等	3,755	3,755	0.5	0.5	0	0.0	0.0	3,901	3,703	0.5	0.5	0
水面・河川・水路	32,886	33,085	4.5	4.5	199	0.6	0.0	32,709	32,599	4.5	4.5	736
道路	33,477	35,375	4.6	4.9	1,898	5.7	0.4	31,291	32,199	4.3	4.4	1,210
宅地	47,922	48,421	6.6	6.6	499	1.0	0.1	44,796	45,203	6.1	6.2	6,5
住宅地	28,956	29,226	4.0	4.0	270	0.9	0.1	27,737	27,221	3.8	3.7	1,020
工業用地	2,675	2,839	0.4	0.4	164	6.1	0.4	2,656	2,651	3,082	0.4	431
その他宅地	16,291	16,356	2.2	2.2	65	0.4	0.0	14,403	15,331	15,853	2.0	2.1
その他	67,943	74,364	9.3	10.2	6,421	9.5	0.6	62,531	68,695	67,692	8.6	9.4
合計	728,222	728,340	100.0	100.0	118	0.0	0.0	728,574	728,580	728,663	100.0	100.0
市街地	25,707	23,577	—	—	△ 2,130	△ 8.3	△ 0.6	23,470	24,291	21,054	—	—
											83	0.0
											△ 3,237	△ 13.3
											△ 2.0	

注 平成19年は第五次計画(平成22年3月)の基準年次、平成25年は第五次計画(平成27年3月変更)の基準年次を示している。

(7) 県計画と全国計画の対比

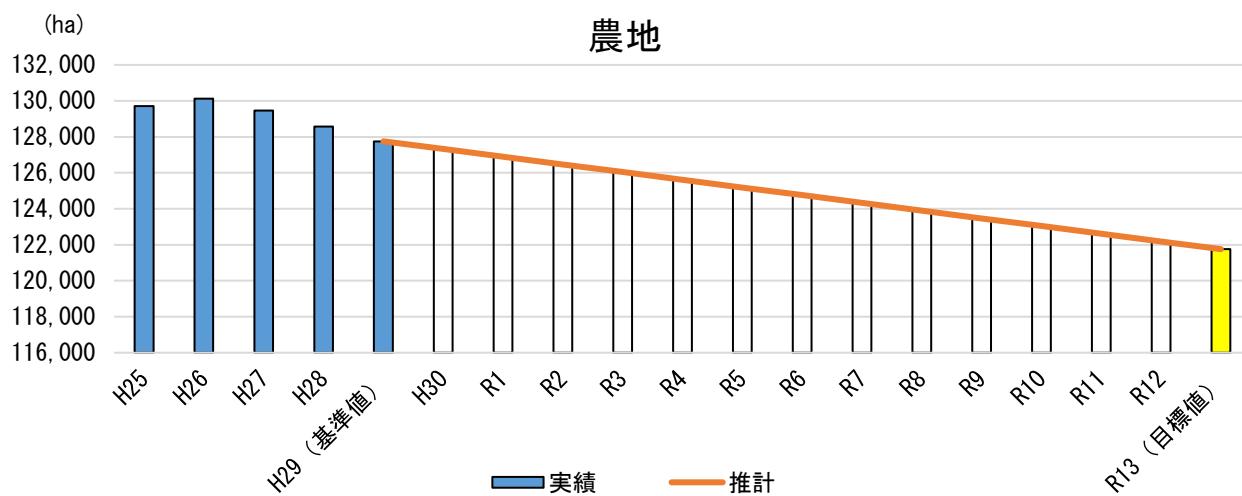
利用区分	宮 城 県				全 国			
	平成29年	令和13年	構成比 H29	構成比 R13	平成24年	令和7年	構成比 H24	構成比 R7
農 地	ha 127,752	ha 121,759	% 17.5	% 16.7	% 4.7	% △ 0.3	万ha 455	万ha 440
森 林	414,487	411,581	56.9	56.5	0.7	△ 0.1	2,506	2,510
原 野 等	3,755	3,755	0.5	0.5	0.0	0.0	34	34
水面・河川・水路	32,886	33,085	4.5	4.5	0.6	0.0	134	135
道 路	33,477	35,375	4.6	4.9	5.7	0.4	137	142
宅 地	47,922	48,421	6.6	6.6	1.0	0.1	190	190
住 宅 地	28,956	29,226	4.0	4.0	0.9	0.1	116	116
工 業 用 地	2,675	2,839	0.4	0.4	6.1	0.4	15	15
その他の宅地	16,291	16,356	2.2	2.2	0.4	0.0	59	59
そ の 他	67,943	74,364	9.3	10.2	9.5	0.6	324	329
合 計	728,222	728,340	100.0	100.0	0.0	0.0	3,780	3,780
市 街 地	25,707	23,577	—	—	△ 8.3	△ 0.6	127	121

利用区分	宮 城 県				全 国			
	平成29年	令和13年	構成比 H29	構成比 R13	平成24年	令和7年	構成比 H24	構成比 R7
農 地	ha 127,752	ha 121,759	% 17.5	% 16.7	% 4.7	% △ 0.3	万ha 455	万ha 440
森 林	414,487	411,581	56.9	56.5	0.7	△ 0.1	2,506	2,510
原 野 等	3,755	3,755	0.5	0.5	0.0	0.0	34	34
水面・河川・水路	32,886	33,085	4.5	4.5	0.6	0.0	134	135
道 路	33,477	35,375	4.6	4.9	5.7	0.4	137	142
宅 地	47,922	48,421	6.6	6.6	1.0	0.1	190	190
住 宅 地	28,956	29,226	4.0	4.0	0.9	0.1	116	116
工 業 用 地	2,675	2,839	0.4	0.4	6.1	0.4	15	15
その他の宅地	16,291	16,356	2.2	2.2	0.4	0.0	59	59
そ の 他	67,943	74,364	9.3	10.2	9.5	0.6	324	329
合 計	728,222	728,340	100.0	100.0	0.0	0.0	3,780	3,780
市 街 地	25,707	23,577	—	—	△ 8.3	△ 0.6	127	121

## 2 県土の利用区分ごとの面積の推移と目標

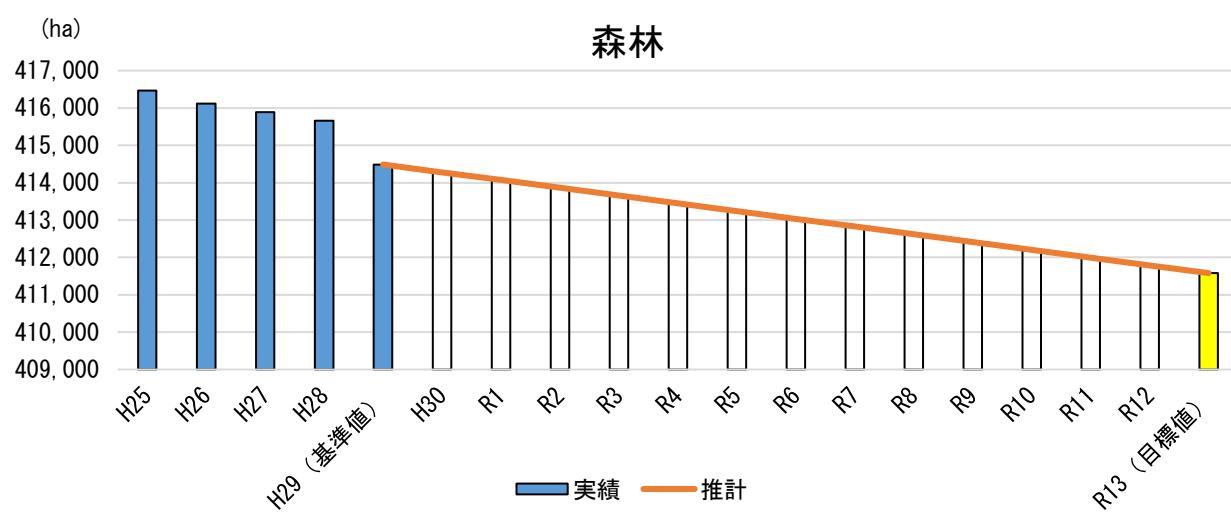
### (1) 農地

	H25	H26	H27	H28	H29 (基準値)	R13 (目標値)
全 県	129,713	130,118	129,461	128,579	127,752	121,759
県中南部	41,821	42,931	42,400	41,855	41,537	39,249
県北西部	55,174	54,741	54,276	54,017	53,743	52,041
県北東部	32,718	32,446	32,785	32,707	32,472	30,469



### (2) 森林

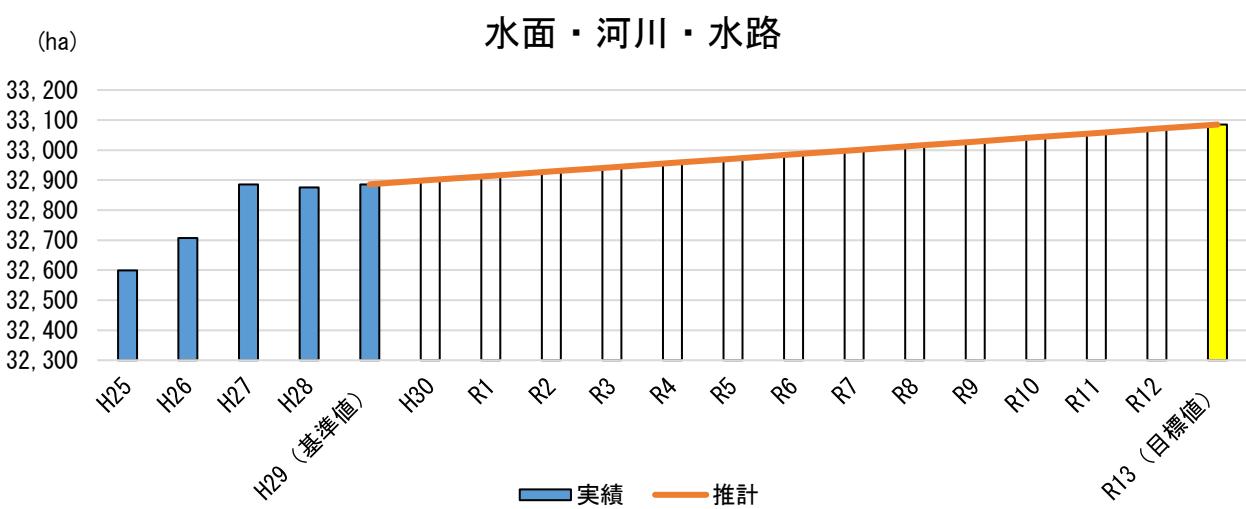
	H25	H26	H27	H28	H29 (基準値)	R13 (目標値)
全 県	416,468	416,113	415,885	415,655	414,487	411,581
県中南部	188,784	188,678	188,542	188,423	187,835	186,072
県北西部	129,038	128,959	128,940	128,841	128,749	128,330
県北東部	98,646	98,476	98,403	98,391	97,903	97,179



### (3) 水面・河川・水路

(単位 : ha)

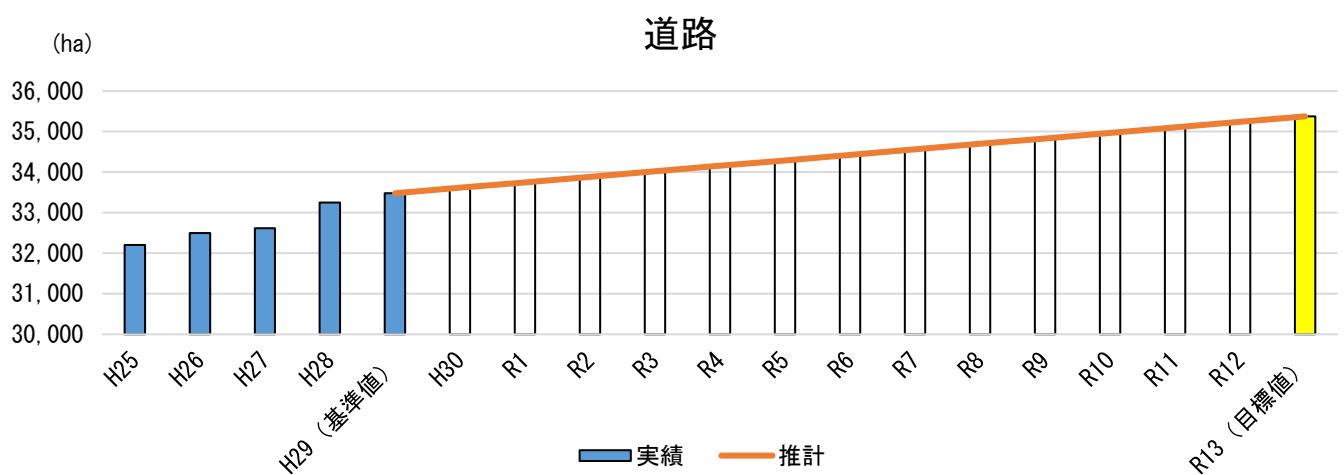
	H25	H26	H27	H28	H29 (基準値)	R13 (目標値)
全 県	32,599	32,707	32,886	32,876	32,886	33,085
県中南部	11,773	11,854	11,853	11,848	11,862	11,943
県北西部	11,523	11,511	11,487	11,476	11,471	11,555
県北東部	9,303	9,342	9,546	9,552	9,553	9,587



(4) 道路

(単位 : ha)

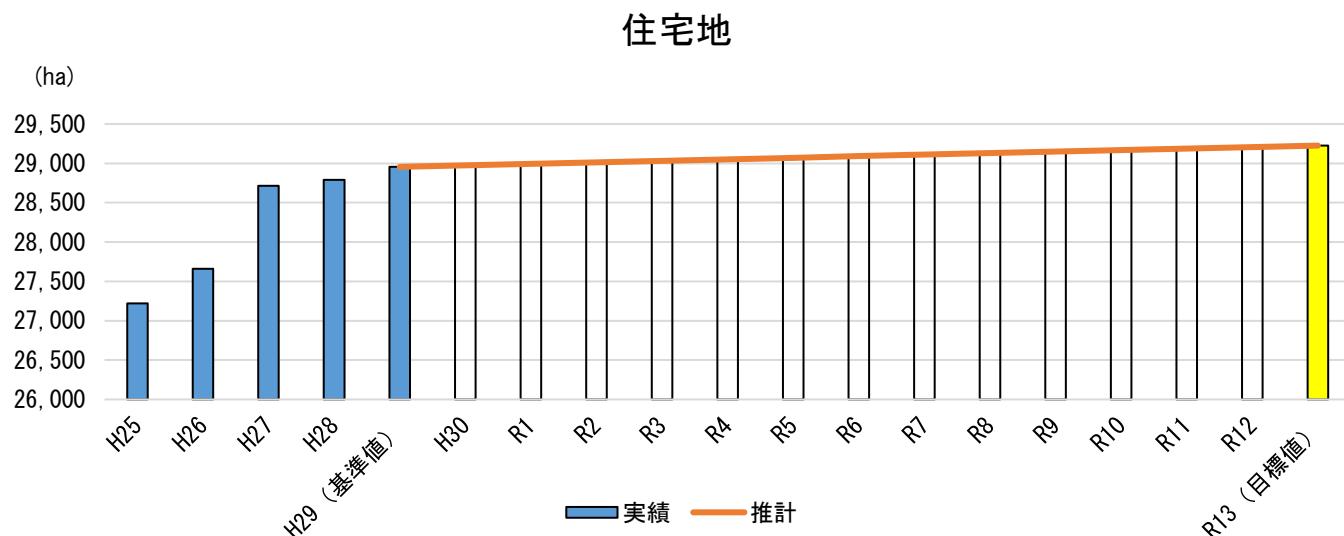
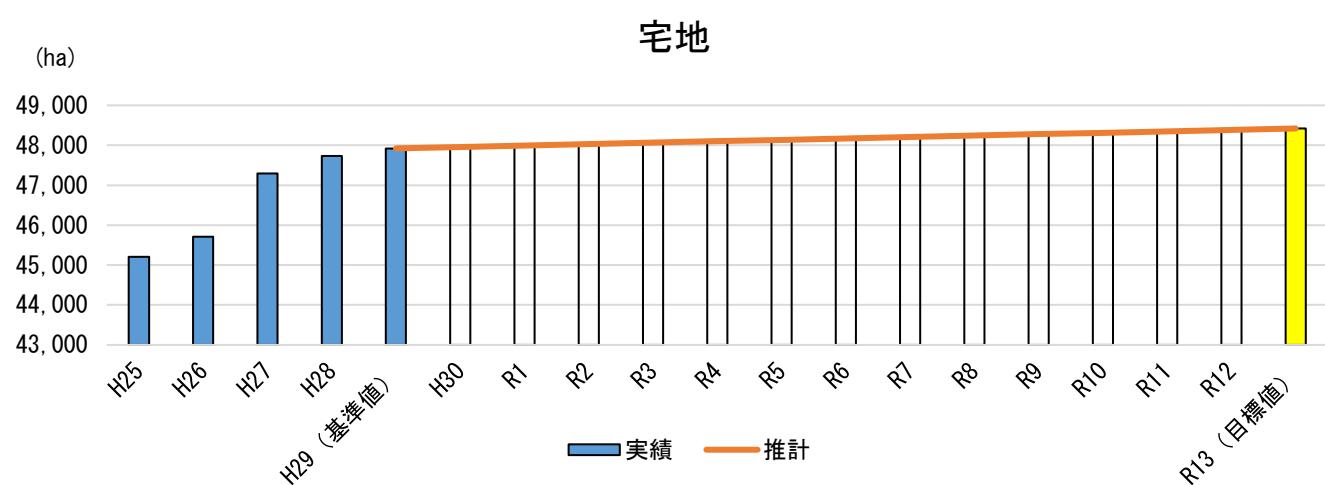
		H25	H26	H27	H28	H29 (基準値)	R13 (目標値)
全県	道路	32,199	32,493	32,620	33,246	33,477	35,375
		一般道路	23,000	23,213	23,333	23,926	24,156
		農道	7,461	7,537	7,532	7,556	7,670
		林道	1,738	1,743	1,755	1,764	2,005
県中南部	道路	14,770	15,039	15,047	15,539	15,563	16,392
		一般道路	11,695	11,883	11,898	12,404	12,428
		農道	2,400	2,481	2,471	2,452	2,501
		林道	675	675	678	683	802
県北西部	道路	9,037	9,065	9,078	9,143	9,168	9,601
		一般道路	5,264	5,304	5,325	5,349	5,371
		農道	3,208	3,194	3,183	3,223	3,226
		林道	565	567	570	571	636
県北東部	道路	8,392	8,389	8,495	8,564	8,746	9,382
		一般道路	6,041	6,026	6,110	6,173	6,357
		農道	1,853	1,862	1,878	1,881	1,878
		林道	498	501	507	510	511



## (5) 宅地

(単位 : ha)

		H25	H26	H27	H28	H29 (基準値)	R13 (目標値)
全県	宅地	45,203	45,714	47,294	47,728	47,922	48,421
	住宅地	27,221	27,658	28,717	28,790	28,956	29,226
	工業用地	2,651	2,697	2,675	2,675	2,675	2,839
	その他の宅地	15,331	15,359	15,902	16,263	16,291	16,356
県中南部	宅地	27,057	27,089	27,480	27,631	27,652	28,064
	住宅地	15,296	15,531	15,936	16,016	16,114	16,381
	工業用地	1,583	1,634	1,602	1,602	1,602	1,691
	その他の宅地	10,178	9,924	9,942	10,013	9,936	9,992
県北西部	宅地	9,880	9,903	9,932	9,978	9,996	10,023
	住宅地	6,663	6,672	6,684	6,693	6,700	6,700
	工業用地	619	612	621	621	621	640
	その他の宅地	2,598	2,619	2,627	2,664	2,675	2,683
県北東部	宅地	8,266	8,722	9,882	10,119	10,274	10,334
	住宅地	5,262	5,455	6,097	6,081	6,142	6,145
	工業用地	449	451	452	452	452	508
	その他の宅地	2,555	2,816	3,333	3,586	3,680	3,681



### 3 宮城県国土利用計画（第六次）策定の経緯

年 月 日	内 容
H30. 1. 31	第 6 5回宮城県国土利用計画審議会 宮城県国土利用計画（第六次）への改定について確認
H30. 4. 18	県土利用上の課題等に関する市町村へのアンケート調査
H30. 6. 13	県土利用上の課題等に関する府内関係各課・室へのアンケート調査
H30. 9. 5～14	宮城県国土利用計画（第六次）の方向性に関する国土審委員への意見聴取
H31. 2. 5	第 6 6回宮城県国土利用計画審議会 宮城県国土利用計画（第五次）の点検結果について報告
R1. 8. 27	第 6 7回宮城県国土利用計画審議会 宮城県国土利用計画（第六次）への改定について諮問 宮城県国土利用計画（第六次）骨子案について審議
R2. 1. 29	第 6 8回宮城県国土利用計画審議会 宮城県国土利用計画（第六次）素案について審議
R2. 2. 13～3. 13	宮城県国土利用計画（第六次）素案に関する意見照会 (国地方支部局、市町村、府内関係各課・室)
R2. 7. 30	第 6 9回宮城県国土利用計画審議会 宮城県国土利用計画（第六次）中間案について審議
R2. 10. 7～11. 6	宮城県国土利用計画（第六次）中間案に関するパブリックコメントの実施 宮城県国土利用計画（第六次）中間案に関する意見照会 (国土交通省、市町村、府内関係各課・室)
R3. 2. 2	第 7 0回宮城県国土利用計画審議会 宮城県国土利用計画（第六次）最終案について審議 → 答申
R3. 3. ○	宮城県議会議決

#### <宮城県国土利用計画審議会 委員名簿>

(令和3年3月○日現在)

分 野	氏 名	現 職 名
学 識	◎ 増田 聰	東北大学教授
	○ 奥村 誠	東北大学教授
	山本 和恵	東北文化学園大学教授
	齊藤 千映美	宮城教育大学教授
農 業	高橋 慎	宮城県農業協同組合中央会常務理事
林 業	永井 隆暁	宮城県森林組合連合会常務理事
商 工 業	相澤 きよの	宮城県商工会女性部連合会会长
社会福祉	浅野 律子	(社福) 宮城県社会福祉協議会人材育成部長
土 地	佐々木 真理	(一社) 宮城県不動産鑑定士協会理事
市 町 村	山田 裕一	宮城県市長会(白石市長)
	櫻井 公一	宮城県町村会副会長(松島町長)
そ の 他	武藤 順子	宮城県青年会議幹事
	大友 富子	宮城県地域婦人団体連絡協議会会长

◎会長、○会長職務代行者